全国市町村国際文化研修所（JIAM）
地方公営企業経営の基本
～財務会計と新経営手法～

# 群馬東部水道企業団の官民連携事業について

令和６年６月７日
群馬東部水道企業団　企画課

# 説明内容

１　企業団の概要について

２　広域化について

３　垂直統合について

４　官民連携事業について

５　包括事業委託中間評価について

６　官民連携のポイント

７　参考資料

# 1　企業団の概要について

## （１）企業団の構成団体

構成団体の状況（令和5年3月末時点）

| 団体名 | 給水人口 | 年間配水量 | 水道料金<br>口径13㎜(2ヵ月)<br>水量40㎥ |
|---|---|---|---|
| 太田市 | 222,049人 | 29,808千㎥ | 4,510円 |
| 館林市 | 73,951人 | 10,475千㎥ | 5,600円 |
| みどり市 | 47,434人 | 6,487千㎥ | 5,610円 |
| 板倉町 | 13,769人 | 2,632千㎥ | 5,830円 |
| 明和町 | 10,800人 | 1,583千㎥ | 5,720円 |
| 千代田町 | 10,868人 | 1,777千㎥ | 6,050円 |
| 大泉町 | 41,680人 | 5,534千㎥ | 3,927円 |
| 邑楽町 | 25,706人 | 3,503千㎥ | 5,720円 |
| 企業団 | 446,257人 | 61,799千㎥ | |

**水道事業収益　約108億円の**
**群馬県内最大規模の末端給水事業**

# 1　企業団の概要について

## （２）企業団の沿革

| | | |
|---|---|---|
| 平成２７年 | １０月 | 企業団設立申請が群馬県知事より許可され、群馬東部水道企業団が設立 |
| 平成２８年 | ３月 | 厚生労働省より広域化による水道事業経営創設認可を受ける |
| | ４月 | 群馬東部水道企業団による水道事業経営の開始 |
| | １２月 | 官民出資会社「（株）群馬東部水道サービス」を設立 |
| 平成２９年 | ４月 | （株）群馬東部水道サービスと「事業運営及び拡張工事等包括事業」を開始 |
| 令和　２　年 | ３月 | 厚生労働省より事業統合に伴う水道事業経営変更認可を受ける |
| | ４月 | 垂直統合により２浄水場（みどり浄水場、東部浄水場）の運営開始 |
| | ８月 | 水道料金統一に向け、水道料金審議会を設置 |
| 令和　３　年 | ６月 | 水道料金審議会会長から企業長へ答申書を提出 |
| 令和　４　年 | ２月 | 水道料金統一のための給水条例の一部改正について議会で議決される |
| | ３月 | 「群馬東部水道企業団水道ビジョン」を策定 |
| 令和　５　年 | ４月 | 水道料金を統一 |

# 1　企業団の概要について

## （３）企業団水道事業の実績①

| 年度 | 給水人口 | 年間配水量 | 給水収益（税抜） | 純利益（税抜） | 給水原価 | 建設改良費（税込） | 職員数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Ｈ２７ | 453,889 人 | 62,276 千㎥ | 8,303,260 千円 | 529,287 千円 | 148.3 円 | 3,443,152 千円 | 87人 | 企業団以前<br>3市5町の合算 |
| Ｈ２８ | 455,078 人 | 63,361 千㎥ | 8,226,726 千円 | 954,387 千円 | 143.0 円 | 3,326,625 千円 | 78人 | 広域化<br>企業団事業開始 |
| Ｈ２９ | 454,665 人 | 64,417 千㎥ | 8,252,539 千円 | 976,763 千円 | 142.7 円 | 4,484,644 千円 | 76人 | 官民連携事業開始 |
| Ｈ３０ | 453,453 人 | 64,670 千㎥ | 8,236,611 千円 | 754,911 千円 | 147.8 円 | 5,534,295 千円 | 68人 | |
| Ｒ１ | 452,467 人 | 64,018 千㎥ | 8,162,903 千円 | 592,711 千円 | 151.5 円 | 5,514,298 千円 | 67人 | |
| Ｒ２ | 450,928 人 | 64,140 千㎥ | 8,203,604 千円 | 1,400,244 千円 | 133.9 円 | 6,841,611 千円 | 51人 | 垂直統合実施 |
| Ｒ３ | 447,697 人 | 62,866 千㎥ | 8,142,223 千円 | 1,314,240 千円 | 136.6 円 | 7,390,130 千円 | 52人 | |
| Ｒ４ | 446,257 人 | 61,799 千㎥ | 8,037,069 千円 | 1,026,350 千円 | 143.4 円 | 7,373,285 千円 | 53人 | |

# 1　企業団の概要について

## （3）企業団水道事業の実績②　※経営比較分析表を加工

### 1．経営の健全性・効率性

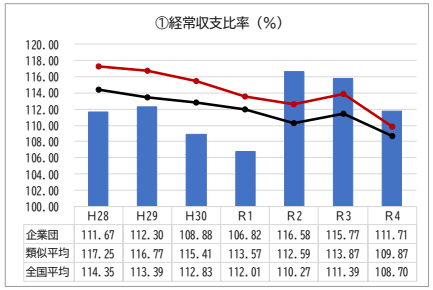


| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業団 | 111.67 | 112.30 | 108.88 | 106.82 | 116.58 | 115.77 | 111.71 |
| 類似平均 | 117.25 | 116.77 | 115.41 | 113.57 | 112.59 | 113.87 | 109.87 |
| 全国平均 | 114.35 | 113.39 | 112.83 | 112.01 | 110.27 | 111.39 | 108.70 |

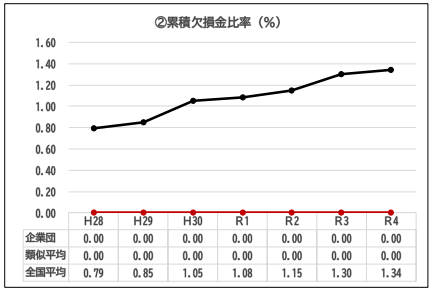


| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業団 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 類似平均 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 全国平均 | 0.79 | 0.85 | 1.05 | 1.08 | 1.15 | 1.30 | 1.34 |

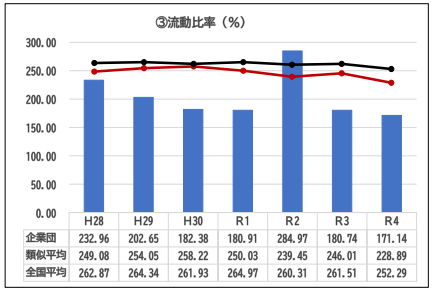


| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業団 | 232.96 | 202.65 | 182.38 | 180.91 | 284.97 | 180.74 | 171.14 |
| 類似平均 | 249.08 | 254.05 | 258.22 | 250.03 | 239.45 | 246.01 | 228.89 |
| 全国平均 | 262.87 | 264.34 | 261.93 | 264.97 | 260.31 | 261.51 | 252.29 |

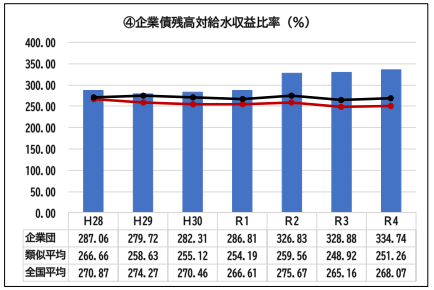


| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業団 | 287.06 | 279.72 | 282.31 | 286.81 | 326.83 | 328.88 | 334.74 |
| 類似平均 | 266.66 | 258.63 | 255.12 | 254.19 | 259.56 | 248.92 | 251.26 |
| 全国平均 | 270.87 | 274.27 | 270.46 | 266.61 | 275.67 | 265.16 | 268.07 |

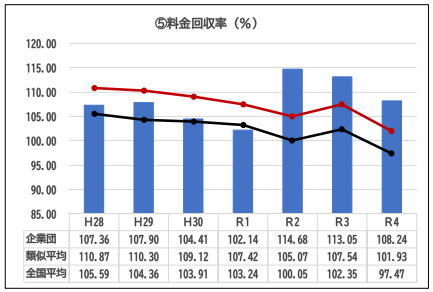


| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業団 | 107.36 | 107.90 | 104.41 | 102.14 | 114.68 | 113.05 | 108.24 |
| 類似平均 | 110.87 | 110.30 | 109.12 | 107.42 | 105.07 | 107.54 | 101.93 |
| 全国平均 | 105.59 | 104.36 | 103.91 | 103.24 | 100.05 | 102.35 | 97.47 |

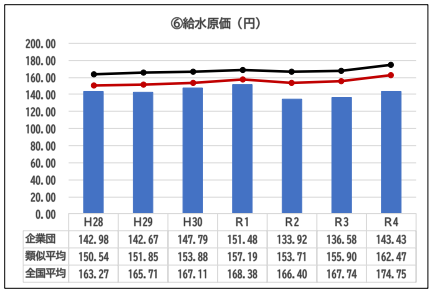


| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業団 | 142.98 | 142.67 | 147.79 | 151.48 | 133.92 | 136.58 | 143.43 |
| 類似平均 | 150.54 | 151.85 | 153.88 | 157.19 | 153.71 | 155.90 | 162.47 |
| 全国平均 | 163.27 | 165.71 | 167.11 | 168.38 | 166.40 | 167.74 | 174.75 |

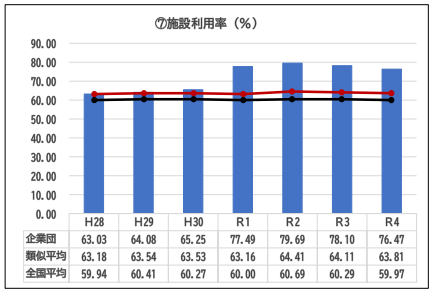


| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業団 | 63.03 | 64.08 | 65.25 | 77.49 | 79.69 | 78.10 | 76.47 |
| 類似平均 | 63.18 | 63.54 | 63.53 | 63.16 | 64.41 | 64.11 | 63.81 |
| 全国平均 | 59.94 | 60.41 | 60.27 | 60.00 | 60.69 | 60.29 | 59.97 |

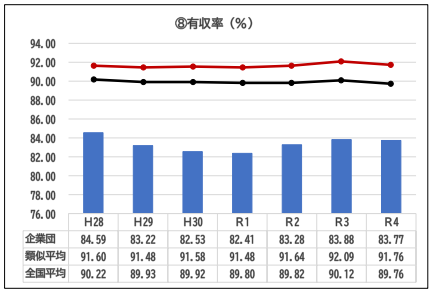


| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業団 | 84.59 | 83.22 | 82.53 | 82.41 | 83.28 | 83.88 | 83.77 |
| 類似平均 | 91.60 | 91.48 | 91.58 | 91.48 | 91.64 | 92.09 | 91.76 |
| 全国平均 | 90.22 | 89.93 | 89.92 | 89.80 | 89.82 | 90.12 | 89.76 |

### 2．老朽化の状況

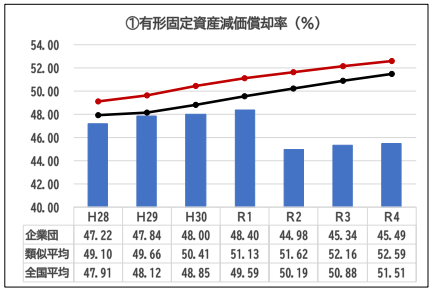


| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業団 | 47.22 | 47.84 | 48.00 | 48.40 | 44.98 | 45.34 | 45.49 |
| 類似平均 | 49.10 | 49.66 | 50.41 | 51.13 | 51.62 | 52.16 | 52.59 |
| 全国平均 | 47.91 | 48.12 | 48.85 | 49.59 | 50.19 | 50.88 | 51.51 |

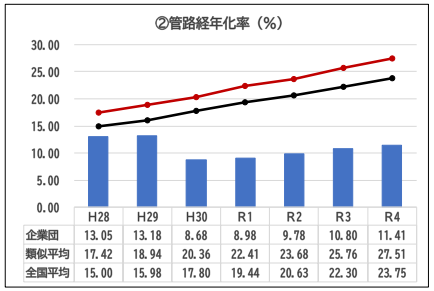


| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業団 | 13.05 | 13.18 | 8.68 | 8.98 | 9.78 | 10.80 | 11.41 |
| 類似平均 | 17.42 | 18.94 | 20.36 | 22.41 | 23.68 | 25.76 | 27.51 |
| 全国平均 | 15.00 | 15.98 | 17.80 | 19.44 | 20.63 | 22.30 | 23.75 |

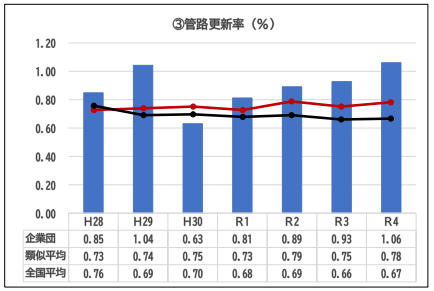


| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業団 | 0.85 | 1.04 | 0.63 | 0.81 | 0.89 | 0.93 | 1.06 |
| 類似平均 | 0.73 | 0.74 | 0.75 | 0.73 | 0.79 | 0.75 | 0.78 |
| 全国平均 | 0.76 | 0.69 | 0.70 | 0.68 | 0.69 | 0.66 | 0.67 |

凡例：　■ 群馬東部水道企業団数値（企業団）　－ 類似団体平均値(平均値)　－ 全国平均値(全国平均)

# 2　広域化について

## （１）広域化の経緯

| | | |
|---|---|---|
| 平成２１年 | １０月 | 両毛地域水道事業管理者協議会において広域化の議論開始 |
| 平成２４年 | ５月 | ３市５町の首長会議において水道事業統合について合意 |
| | ７月 | 「群馬東部水道広域研究会」を設立 |
| 平成２５年 | ７月 | 「群馬東部水道広域化基本構想」を策定 |
| | ９月 | 「群馬東部水道広域化基本計画」を策定 |
| | １０月 | ３市５町の首長により「群馬東部水道事業の統合に関する基本協定」を締結 |
| 平成２７年 | ６月 | 群馬東部水道企業団の設置について構成市町議会で議決 |
| | １０月 | 企業団設立申請が群馬県知事より許可され、群馬東部水道企業団が設立 |
| 平成２８年 | ３月 | 厚生労働省より広域化による水道事業経営創設認可を受ける |
| | ４月 | 群馬東部水道企業団による水道事業経営の開始 |

➡ ７年で広域化を実現

# 2　広域化について

## （2）「両毛地域水道事業管理者協議会」の存在

両毛地域水道事業管理者協議会

| 都市名 | 群馬県 | | | | 栃木県 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 太田市 | 桐生市 | 館林市 | みどり市 | 足利市 | 佐野市 |

**主な活動内容等**

- 災害応援協定締結
- 災害用接続管17箇所
- 年6回に及ぶ各種会議
- 実務レベルでの研修会
- 30年の歴史を持つ（S56～）

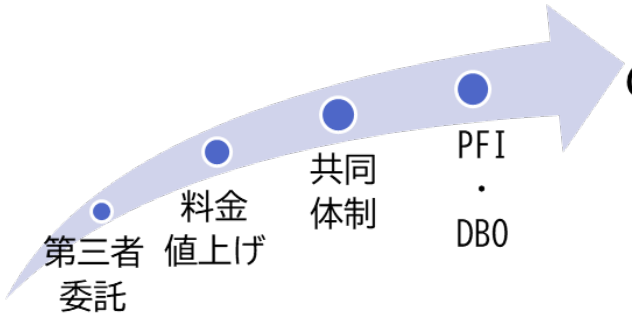


平成21年～

**広域化**

の検討を模索

# 2　広域化について

## （3）広域化（3市5町）の枠組み完成まで

平成22年　群馬県企画課
「地域・大学連携モデル事業」

群馬県 4市 ＋ 群馬県 邑楽5町 ＋ 用水供給事業 ＋ 栃木県 2市

平成23年　経済産業省
「水ビジネス支援事業」

地域経済活性化のための
公営水道事業における官民連携の推進支援
*太田市・桐生市・館林市・みどり市・足利市・佐野市・邑楽5町*

群馬県 4市　　群馬県 邑楽5町

群馬県 3市 ＋ 群馬県 邑楽5町

地域の需要者の利益を優先した
3市5町の枠組みが完成

# 2　広域化について

## （4）広域化を進めた理由①

「群馬東部水道広域化基本構想・基本計画」において３市５町の課題を分析

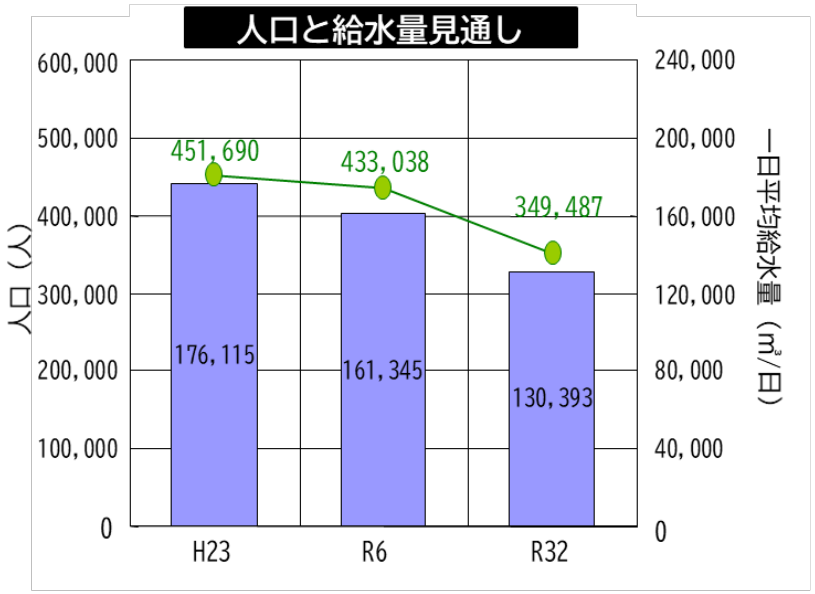


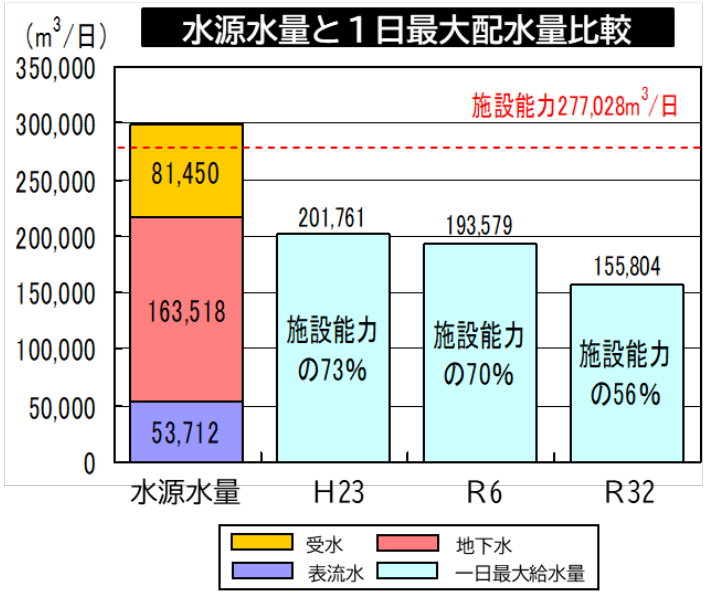


| 年度 | 人口 | | 給水量 | | 施設使用率 |
|---|---|---|---|---|---|
| R6 | △18,652 人 | △4.1% | △14,770 m3/日 | △8.4% | 稼働率70% |
| R32 | △102,203 人 | △22.6% | △45,722 m3/日 | △26.0% | 稼働率56% |

人口減少　　施設余力増

給水量減少

施設の統廃合

# 2 広域化について

## （４）広域化を進めた理由②

「群馬東部水道広域化基本計画」において中期目標として定めた令和６年度までの１０年間を計画期間とし、具体的な実施計画を策定

### ① 施設整備（再構築）の方針

| | |
|---|---|
| ① 水源の有効活用 | ● 水源水量の余力及び水源水質が良い水源・浄水場の有効活用<br>● 標高の差を利用した自然流下方式の導入による維持管理費の低減 |
| ② 安定供給体制の向上 | ● 水源・浄水場の水運用の再構築による水道水の安定供給体制の向上 |
| ③ 維持管理費、更新費用の削減 | ● 施設の統廃合による更新事業費及び維持管理費の削減<br>● 広域化の国庫補助制度を活用した施設整備事業の実施 |
| ④ 災害対策の推進 | ● 事業統合による確保財源を用いた災害対策の推進<br>● ソフト面の危機管理体制強化及び広域的な施設の分散配置によるメリットを生かした災害対策の推進 |

### ② 管理体制の方針

- 地域内の管理水準の引き上げ
- 包括業務委託の導入による効率的な業務の実施
- 老朽管や設備の更新等による工事量の増加に対するDB方式等の発注形態の導入
- 主要庁舎１箇所、分庁舎２箇所への職員集約及び営業所の設置

### ③ 経営の方針

| | |
|---|---|
| ① 建設事業費の削減 | ● 水道施設の再構築に係る施設整備に伴う統廃合による削減（約16.9億円）<br>● 国庫補助制度の活用による水道事業者の負担の削減（約64.9億円） |
| ② 人件費及び維持管理費の削減 | ● 太田市の組織体制及び包括業務委託をモデルとした運営による人件費及び維持管理費の削減（約２億円／年） |
| ③ 供給単価の維持 | ● サービス水準や品質を向上させたうえで、平成27年度～令和6年度における現況の供給単価の維持 |

# 2　広域化について

## （4）広域化を進めた理由③

「群馬東部水道広域化基本計画」において財政シミュレーションを実施

**財政計画（財政シミュレーション）**

収益的収支見通し

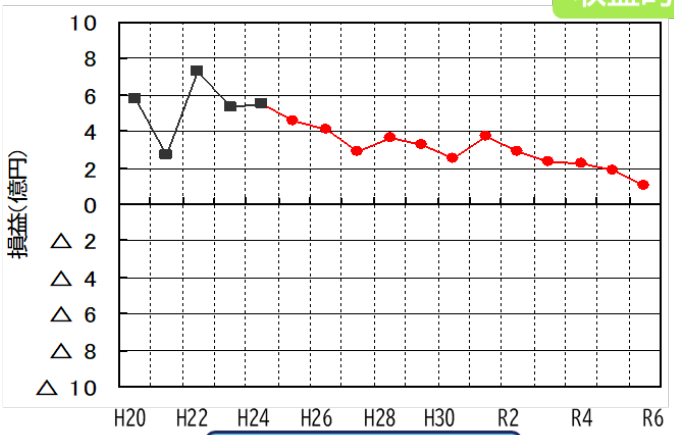


広域化ケース

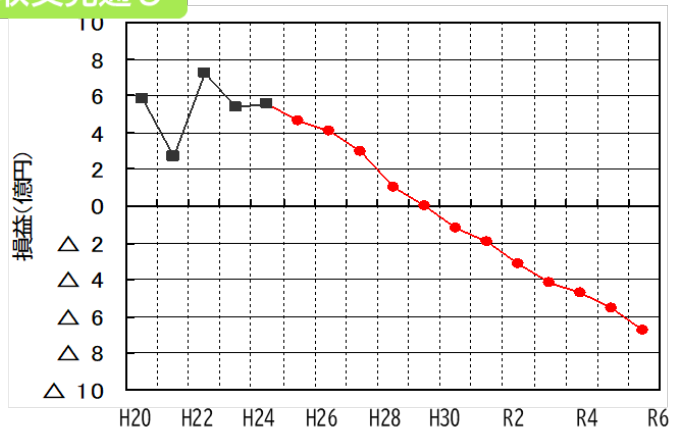


単独ケース（構成団体合算値）

《単独ケース》

| 太田市 | 館林市 | みどり市 | 板倉町 | 明和町 | 千代田町 | 大泉町 | 邑楽町 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R４<br>赤字 | R４<br>赤字 | H２９<br>赤字 | H２５<br>赤字 | H２８<br>赤字 | H２８<br>赤字 | H２８<br>赤字 | H２８<br>赤字 |

《広域化ケース》

**企業団経営**

**Ｒ６まで　黒字確保**

# 2　広域化について

## （５）早期の広域化実現による効果と課題

早期の広域化実現を第一の目標として、広域化後に調整可能な事項は決定を保留し広域化後に詳細を決定することとしました。

### 広域化による効果

POINT

- 組織規模の集約による業務効率化及び経費削減
- 施設統廃合による維持管理費及び更新費用の削減
- 広域化に伴う補助金を活用し、施設・管路整備事業が加速
- 災害等の非常時におけるバックアップ体制の拡充
- 業務管理水準の底上げによる水道水の安全性とお客様サービスの向上

### 決定を保留した課題

POINT

- 水道料金の統一（３市５町ごとに異なる料金体系による不平等の解消）
- 群馬県企業局との連携（県２用水供給事業区域＝企業団給水区域）

# 3　垂直統合について

## （１）広域化後の状況

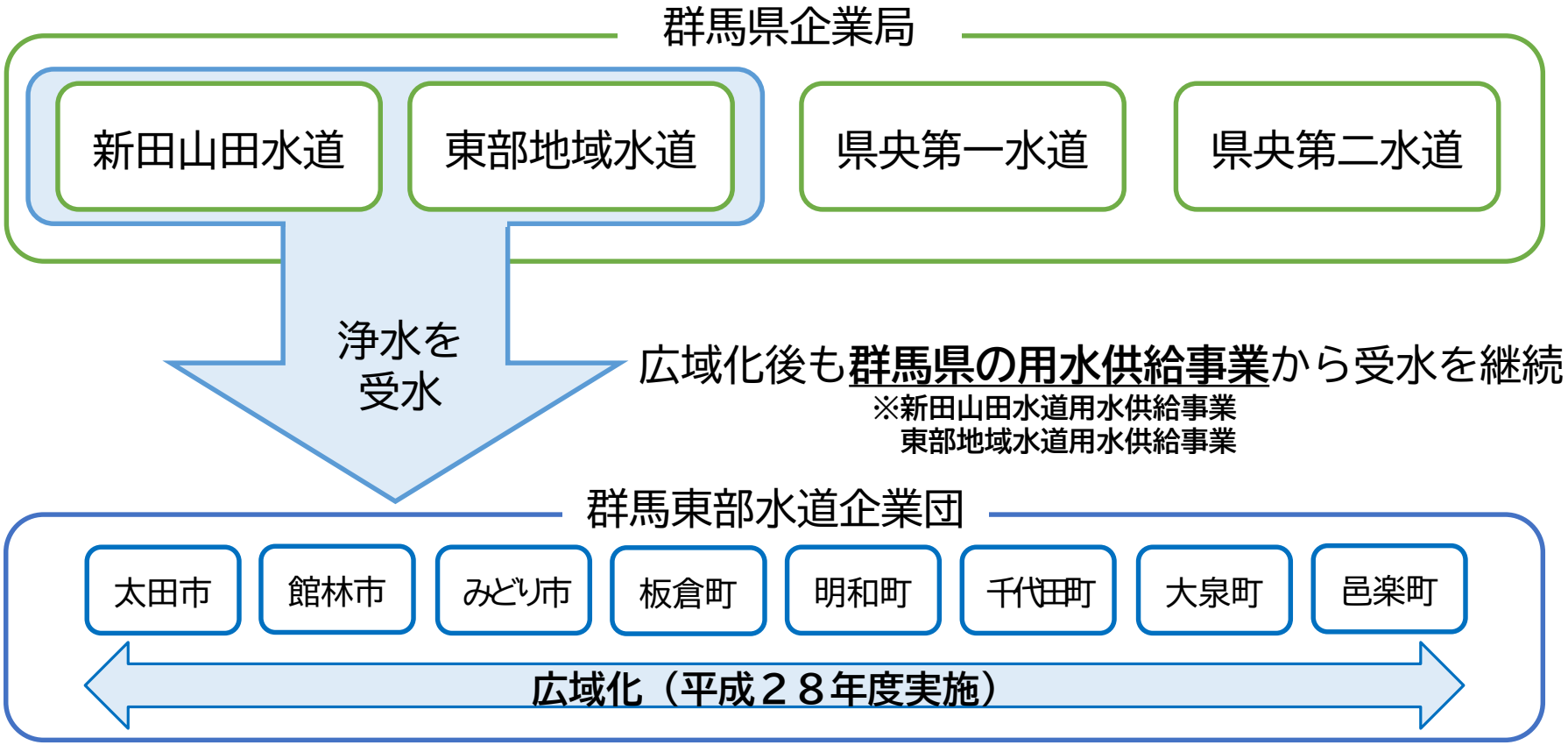


広域化によって群馬県の東部地域が１給水区域となったことで、２用水供給事業と統合することにより、取水から給水まで一元的に管理・運営することが可能な状況となった。

# 3　垂直統合について

## （2）垂直統合の経緯

| | |
|---|---|
| 平成２８年　５月 | 群馬県企業局の２用水供給事業（新田山田水道及び東部地域水道）と事業統合（垂直統合）に向けた検討の開始 |
| 平成２８年　１１月 | 企業団企業長から群馬県知事に群馬県企業局の２用水供給事業との垂直統合を要望<br>垂直統合に向けた協議を始めることで合意する |
| 平成２９年　４月 | 群馬県企業局用水供給事業との垂直統合に向けた協議を開始 |
| 平成３０年　１２月 | 「群馬東部水道事業垂直統合基本構想」を策定 |
| 平成３０年　１２月 | 群馬県企業局と「事業統合に関する覚書」を締結 |
| 平成３１年　３月 | 「群馬東部水道事業垂直統合基本計画」を策定 |
| 令和 元 年　７月 | 群馬県及び群馬県企業局と垂直統合に向けた基本協定締結 |
| 令和 ２ 年　３月 | 群馬県及び群馬県企業局と「資産譲渡契約」を締結 |
| 令和 ２ 年　３月 | 厚生労働省より垂直統合に伴う水道事業経営変更認可を受ける |
| 令和 ２ 年　４月 | 垂直統合により２浄水場（みどり浄水場、東部浄水場）の運営開始 |

➡ ４年で垂直統合を実現

# 3 垂直統合について

## （3）垂直統合に向けての検討課題

◆ 広域化の基本構想で掲げた長期的な将来像をより確固たるものとするため、以下の検討課題を挙げ、課題解決に向けた垂直統合基本計画を策定

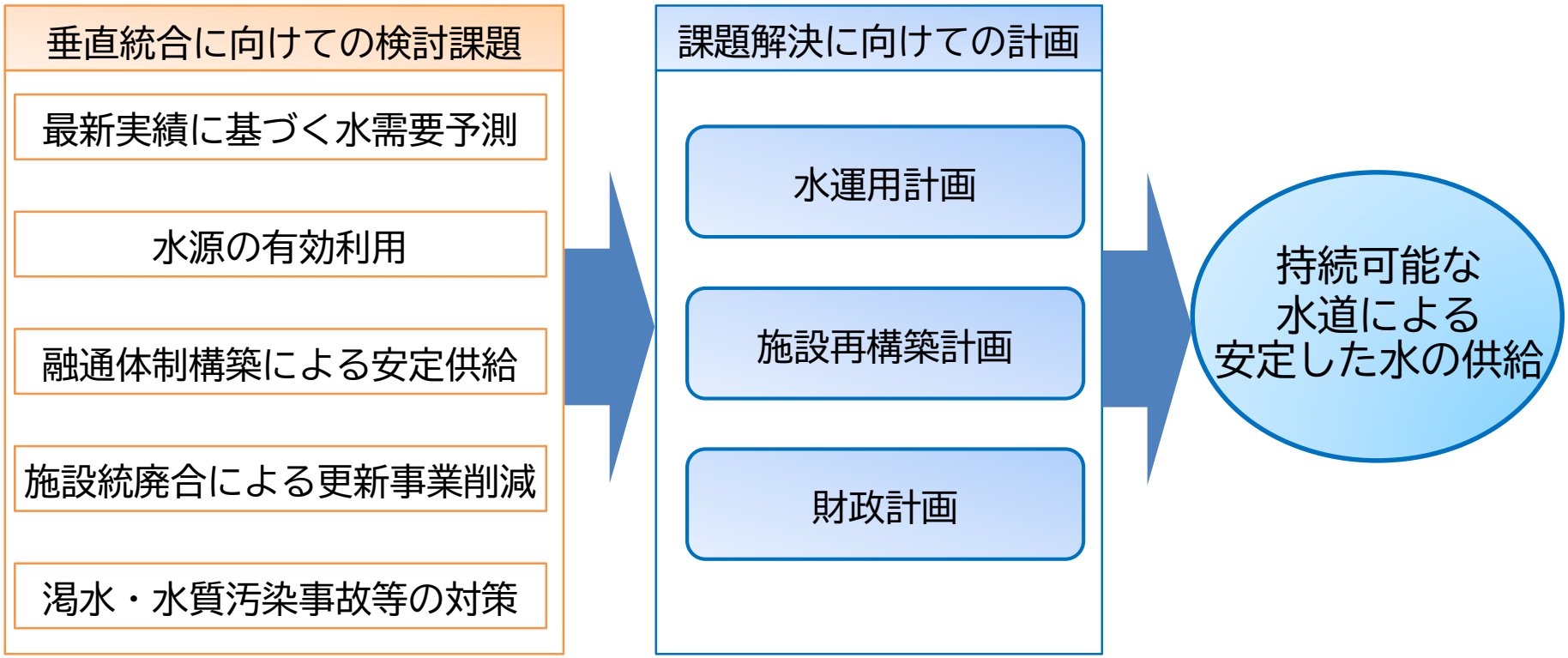

# 3 垂直統合について

## （4）「垂直統合基本計画」の水運用計画の基本方針

- ◆ 水需要予測及び水源水量の過不足並びに保有する地下水水源の一部に水質的な課題を抱えていること
- ◆ 過去の災害等発生事例（利根川での水質事故による取水停止や渡良瀬川での取水制限の実績等）を考慮

- **施設能力の余力を活用して施設数の削減を図り、効率的な施設運用を実施する体制とする。**
- **水質が思わしくない地下水水源については、水質監視を強化するとともに、他の地区からの補給、あるいは表流水系への転換を図る。表流水への転換により地盤沈下の軽減に寄与する。**
- **みどり地区の北部は地形的な制約があり、現時点では統廃合は行わない。**
- **東部地域水道浄水場においては利根川での水質事故対策に取り組む。**

# 3 垂直統合について

## （５）「垂直統合基本計画」の施設再構築基本方針①

◆ 水運用計画の基本方針を基に以下のとおり施設再構築基本方針を策定

| | |
|---|---|
| ①水源及び<br>水道施設の有効活用 | ・既存の水道施設をより広域的な視点から検討を行い、余力があり水質が良好な水源及び浄水場の有効利用を図り、効率的な水道施設の運用体制を構築する。<br>・標高の高い位置に設けられている水道施設から、標高の低い地域へ供給することにより、ポンプ圧送に要する電力費などの維持管理費の低減を図る。 |
| ②安定供給体制の向上 | ・原水や浄水の供給経路の複数化を進め、水道施設や配水区域間の融通体制を構築し、水道水の安定供給体制の向上を図る。 |
| ③維持管理費・<br>更新費用の低減 | ・水道施設の余力を活用し、水道施設間までの融通を図ることで施設の統廃合を進め、地域で二重投資となるような更新事業を削減する。<br>・施設数の削減、浄水場から配水場などへ運用方法の変更により、薬品費や電力費などの維持管理費用を削減する。 |
| ④災害対策の推進 | ・頻発する渇水や河川における水質汚染事故が水道事業へ影響を与える事例も発生していることを考慮し、水道施設や配水区域間の融通施設の整備を進めることで、災害発生時の断水の影響を抑制する。<br>・水道施設や配水区域間の融通体制の構築により、地下水水源の保全を図り、地盤沈下による被害の抑制を図る。 |

# 3 垂直統合について

## （5）「垂直統合基本計画」の施設再構築基本方針②

◆ 施設再構築基本方針に基づき、垂直統合をしないケースと垂直統合を実施するケースとで概算事業費を算出した結果、垂直統合を実施しない場合は約762億円、垂直統合を実施する場合の概算事業費は約495億円となった。

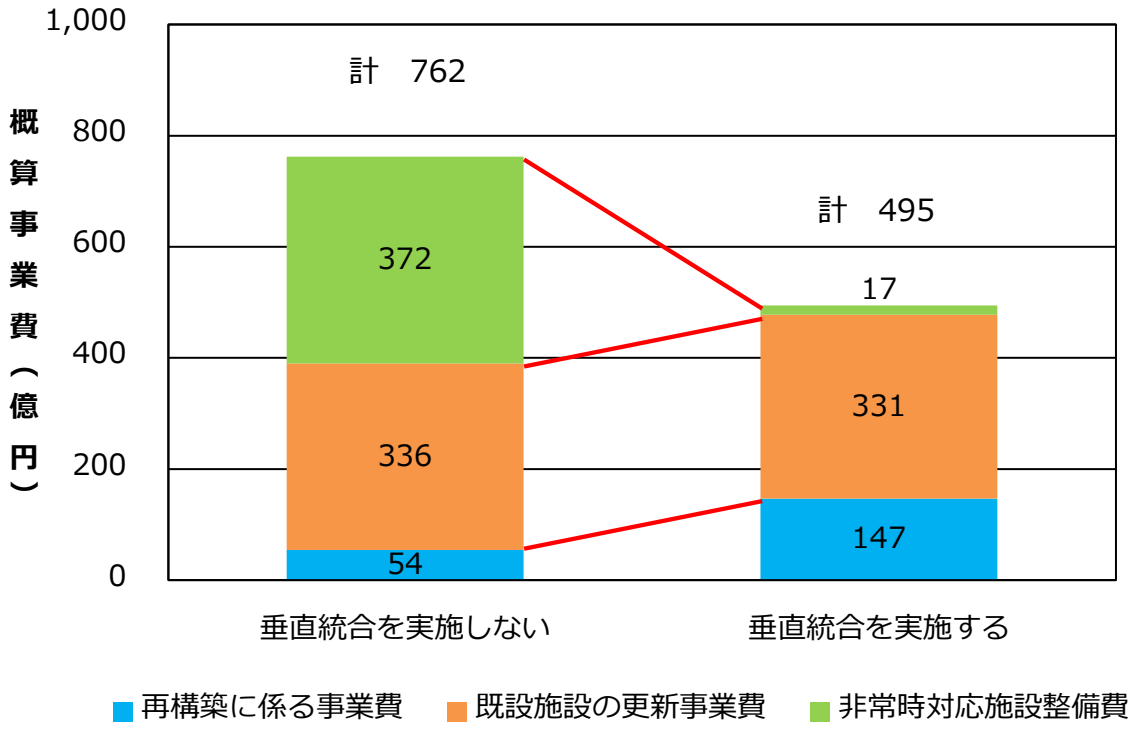


垂直統合を実施しないケースと実施するケースの概算事業費

# 3　垂直統合について

## （６）浄水場施設の統廃合イメージ

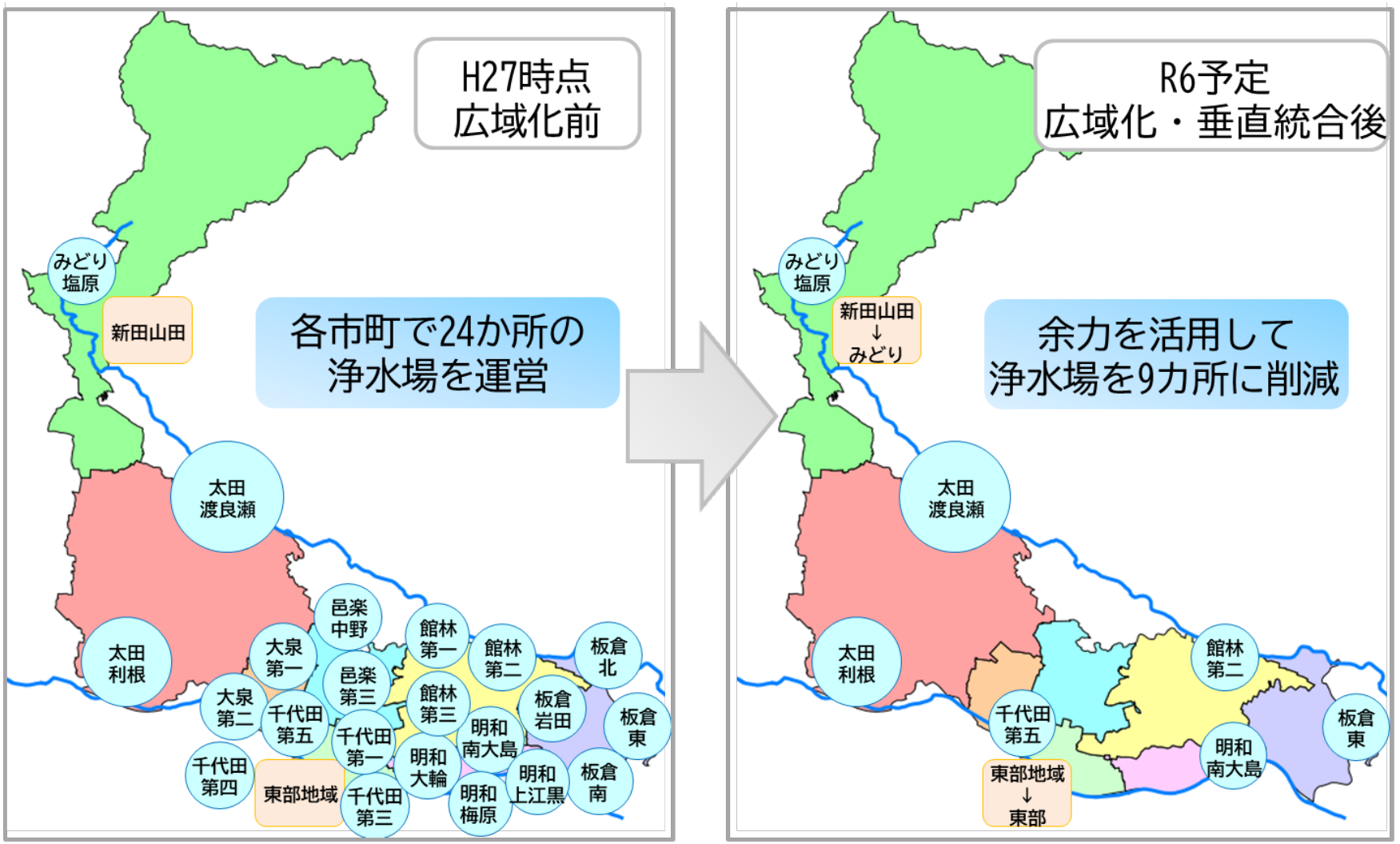


※群馬県の２浄水場を含む

# 3　垂直統合について

## （7）施設統廃合計画の推移

| | 広域化前<br>（～平成25年度） | 広域化基本計画<br>（平成25年度） | 垂直統合基本計画<br>（令和元年度） |
|---|---|---|---|
| 浄水場数 | ２２<br>※群馬県の２浄水場を含まない | １４<br>※群馬県の２浄水場を含まない | ９<br>※群馬県の２浄水場を含む |
| 概要 | ◆ 3市5町がそれぞれ運営<br>人口減少などに伴う料金収入の減少や老朽化した施設の更新など、水道事業にさまざまな課題が山積 | ◆ 3市5町の水平統合<br>水源・施設の有効活用等の方針に従い、浄水場の廃止、または配水場化について検討 | ◆ 群馬県との垂直統合<br>群馬県の２浄水場を譲受し、効率的な水運用が可能となり、さらに浄水場数を削減 |
| 施設配置 | 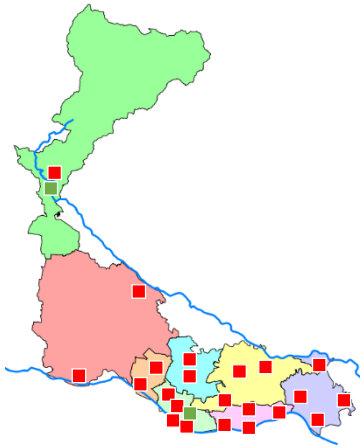 <br>※平成25年度時点 | 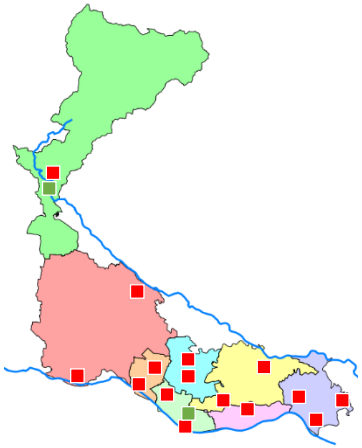 <br>※令和6年度の整備完了時 | 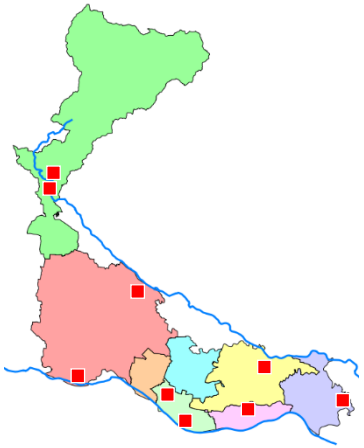 <br>※令和6年度の整備完了時 |

# 3　垂直統合について

## （8）「垂直統合基本計画」の財政シミュレーション結果

- ◆ 損益については、垂直統合により令和６年度時点で１年あたり約0.3億円の収支改善が見込まれる。
- ◆ 資金残高については、垂直統合をした場合でも資金残高の減少は避けられないが、資金残高の減少幅を圧縮することができる。

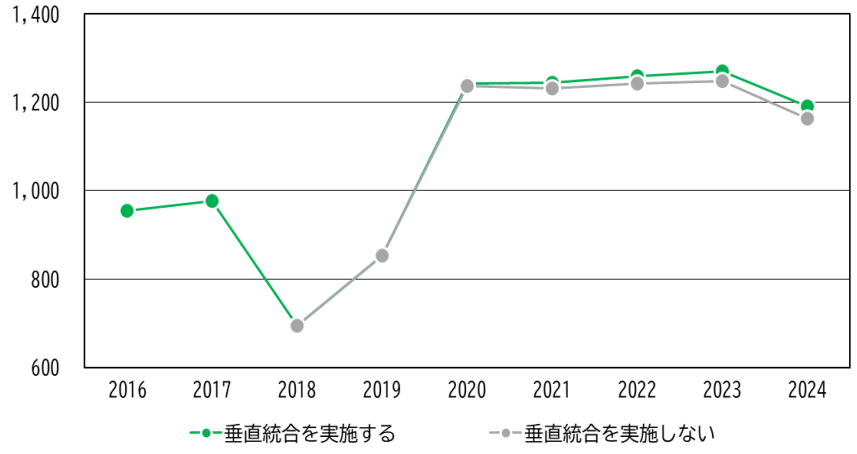


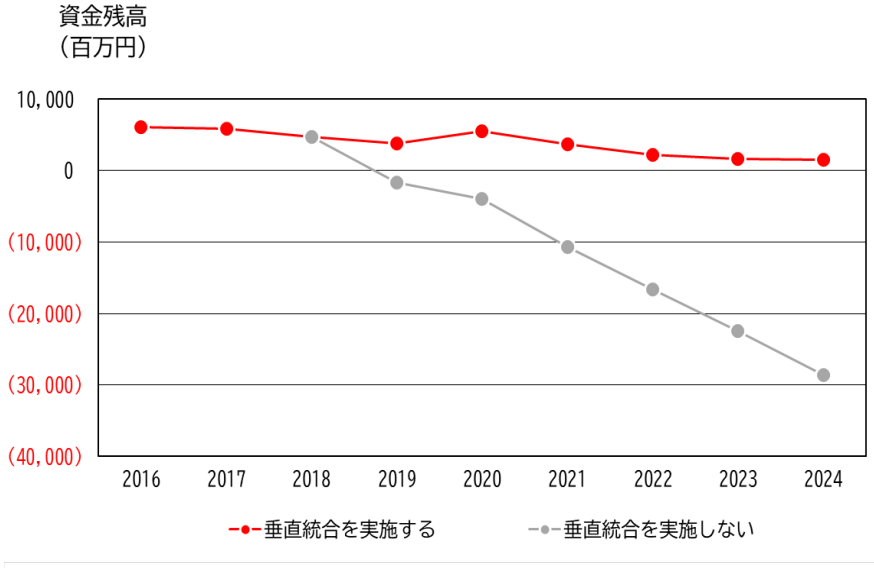

# 3 垂直統合について

## （9）垂直統合実現までの主な課題

### 資産と負債の取扱
- 令和元年７月に締結した基本協定で資産（内部留保含む）及び負債の無償譲渡の方針決定
- 施設建設時に受け入れた国庫補助金の返還は不要

### ダム権利の譲渡
- 八ッ場ダム（東部）、奈良俣ダム（新田山田）、四万川ダム（新田山田）等の権利譲渡手続き
- ダム使用権設定等や協定書の変更は群馬県企業局が実施

### 水利権の譲渡
- 新田山田水道（渡良瀬川）及び東部地域水道（利根川）の水利権譲渡手続き
- 群馬県企業局と企業団の連名で申請

### 水道事業認可
- 群馬県企業局は廃止届
- 企業団は変更認可申請

### 道路・河川占用の変更
- 群馬県企業局は譲渡承認申請
- 企業団は承継届など

### 特定施設等届出変更
- 企業団が承継届出を実施
- 群馬県企業局から必要書類の貸与

### 組織人事
- 両浄水場には約３０名勤務していた
- 群馬県企業局から職員の移籍は無
- 企業団は両浄水場業務の引継ぎと監理する部署を設置
- 運転管理業務はＧＴＳＳに業務委託

### 運転管理の引継ぎ
- 令和元年度に企業団職員を両浄水場に研修派遣
- 令和元年１０月から両浄水場の休日夜間運転管理業務をＧＴＳＳが受託
- 令和２年度から引継ぎのため群馬県企業局から職員の派遣を受入

### 事務の引継ぎ
- 譲渡資産を固定資産台帳への反映
- 企業会計の勘定科目調整
- 群馬県企業局、企業団の担当部署において事務の引継を実施

**➡ ２００を超える作業項目と課題等を抽出、各担当部署が関係機関と調整を実施した**

# 3　垂直統合について

## （１０）垂直統合の効果と新たな課題

POINT

### 垂直統合による効果

- 水源から給水栓までの一元管理の実現による維持管理費の削減
- 更なる施設統廃合による維持管理費及び更新費用の削減
- 行政区域にとらわれない水運用体制の構築による
  災害等の非常時におけるバックアップ体制の強化

POINT

### 新たな課題

- 浄水場施設を集約したことによる基幹浄水場へのリスク集中
- 垂直統合基本計画で想定した災害の変化と規模の拡大
  ➡ 浸水対策や電源喪失に対する対策の必要性が高まった

# ４　官民連携事業について

## （１）官民連携の経緯

| | | |
|---|---|---|
| 平成１４年 | ４月 | 太田市で浄水場の第三者委託を実施　（～平成１９年３月） |
| 平成１９年 | ４月 | 太田市で水道事業包括業務委託（第１期）を実施　（～平成２４年３月）<br>（浄水場維持管理業務＋管路施設管理業務＋給水装置関連業務＋水道料金徴収業務＋水道事務管理業務） |
| 平成２０年 | ４月 | 館林市で浄水場の第三者委託（第１期）を実施　（～平成２５年３月） |
| 平成２４年 | ４月 | 太田市で第２期水道事業包括業務委託を実施　（～平成２９年３月）<br>（第１期業務＋施設整備業務） |
| 平成２５年 | ４月 | 館林市で包括業務委託（第２期第三者委託）を実施　（～平成３０年３月）<br>（第１期業務＋給水装置関連業務＋施設整備業務） |
| 平成２８年 | ４月 | 群馬東部水道企業団による水道事業経営の開始 |
| 平成２８年 | ４月 | 「群馬東部水道企業団 事業運営及び拡張工事等包括事業委託（以下、包括事業委託）」募集公告 |
| 平成２８年 | １１月 | 包括事業委託に関する基本協定及び官民出資会社に係る合意書の締結 |
| 平成２８年 | １２月 | 官民出資会社「（株）群馬東部水道サービス」を設立 |
| 平成２９年 | ４月 | （株）群馬東部水道サービスと包括事業委託を開始（～令和７年３月） |
| 令和　３年 | １２月 | 包括事業委託の中間評価を実施 |

# ４　官民連携事業について

## （２）包括事業委託導入の背景①

＜構成市における経験と実績＞

○　太田市：平成１４年度　浄水場の第三者委託
　　平成１９年度　水道事業包括業務委託（第１期）
　　平成２４年度　水道事業包括業務委託（第２期）

○　館林市：平成２０年度　浄水場の第三者委託
　　平成２５年度　包括業務委託

太田市と館林市において、維持管理業務（第三者委託＋包括業務委託）だけではなく施設整備業務（ＤＢ方式）を含んだ包括業務委託を実施

経費削減、受付・申請窓口の改善、人材の育成等に効果があった

# ４　官民連携事業について

## （２）包括事業委託導入の背景②

＜平成２５年度　広域化基本構想における管理体制の方針＞

○　サービス水準を３市の水準に合わせ地域内の管理水準を引き上げる。

○　職員が直営で実施する業務（コア業務）と委託によって対応する業務（準コア業務）の位置づけを明確にしたうえで、太田市と館林市で実績のある包括業務委託を導入し少ない職員数で効率的な業務を実施する。

○　老朽管や設備の更新等による工事量の増加には、ＤＢ方式等の官民連携手法による発注形態で対応する。

# 4　官民連携事業について

## （3）包括事業委託における業務区分

＜職務別の管理体制＞

| 職務項目 | 業務の区分 | 直営/委託区分 |
|---|---|---|
| 総務・管理系 | コア業務 | 直営（一部業務補助を包括業務委託） |
| 営業系 | 準コア業務<br>定型業務 | 委託（包括業務委託・再委託） |
| 給水装置系 | 準コア業務<br>定型業務 | 委託（第三者委託＋包括業務委託・再委託） |
| 工務系 | コア業務 | 直営（一部業務補助を包括業務委託） |
| 維持管理系 | 準コア業務 | 委託（第三者委託＋包括業務委託・再委託） |

○ コア業務　　：水道事業運営の基幹となる業務

○ 準コア業務　：水道事業運営上、重要な業務であり、コア業務と一体的に実施する業務

○ 定型業務　　：民間事業者にノウハウがある業務

# ４　官民連携事業について

## （４）包括事業委託導入の目的

＜官民連携事業の目的＞

○　太田市、館林市において経営基盤強化に成果を挙げていた包括業務委託を基本とし、民間事業者のノウハウを活かしたサービスの持続

○　交付金事業により再構築事業や老朽化施設更新事業等の事業量が増加する期間（平成２９年度～令和６年度）における効率的な事業実施

※　職員を増員するのではなく民間事業者を活用する

**第三者委託＋包括業務委託＋ＤＢ方式**（施設新設・更新事業）のスキームを採用

# 4　官民連携事業について

（５）包括事業委託のイメージ

**【事業領域の拡大】**
３条支出部分の委託だけではなく、施設の設計や建設などを含めて４条支出部分に拡大

**【事業期間の拡大】**
包括委託の多くは５年契約であるが、交付金対象期間である平成２９年度～令和６年度の８年間に拡大

**【事業範囲の拡大】**
これまで太田市、館林市で実施してきた包括委託を３市５町に拡大

# 4　官民連携事業について

## （6）包括事業委託で実施する業務とスキーム

構成団体で実施してきた包括業務を基軸に、広域化に伴う再構築に係る整備事業について**DB方式**にて対応し、併せて交付金対象の５０%超（事業費ベース）を占める老朽管工事等については**地元工事会社の継続育成などを目的としてCM方式**を活用するスキームとする。

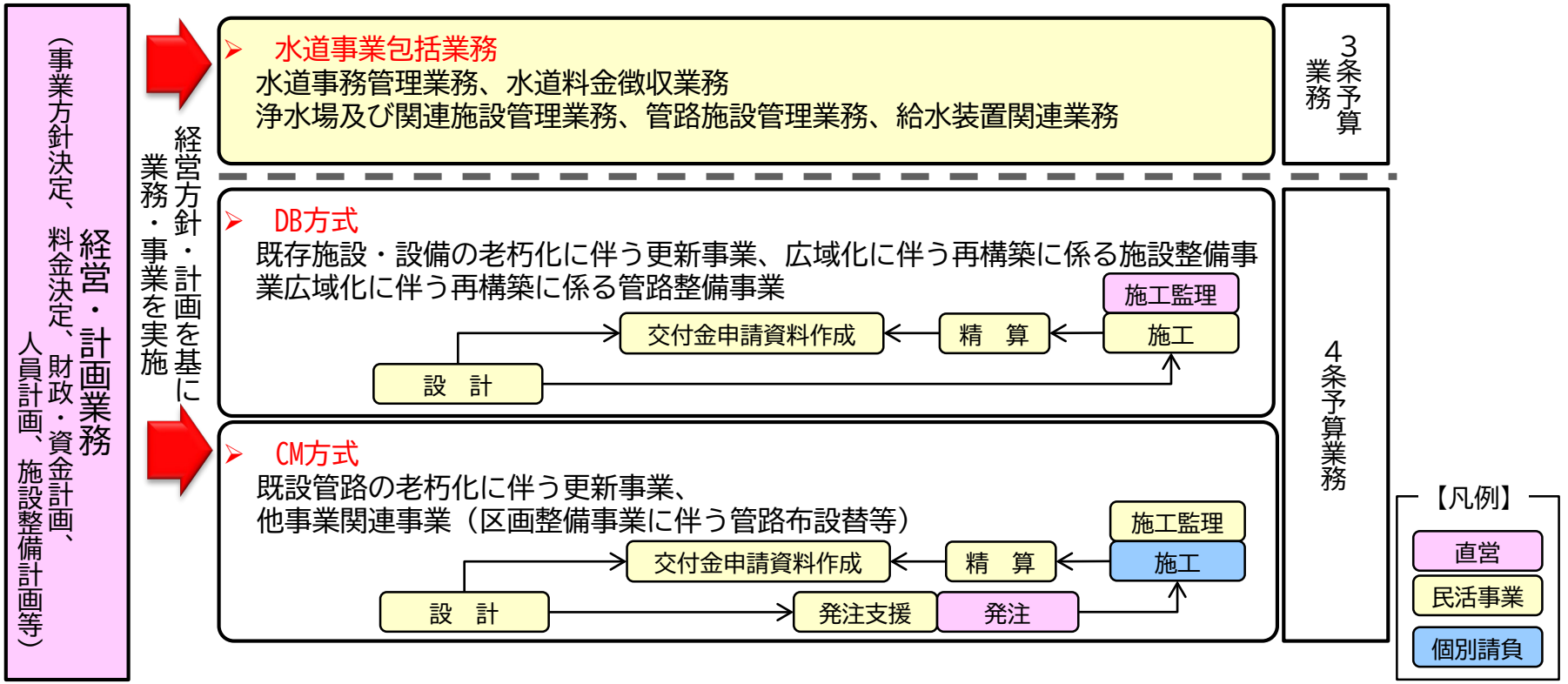

# 4　官民連携事業について

## （7）官民出資会社を設立した理由①

課題：民間に委託した部分の技術が企業団に継承されない

対策：実際の業務を行う会社に企業団職員を派遣する

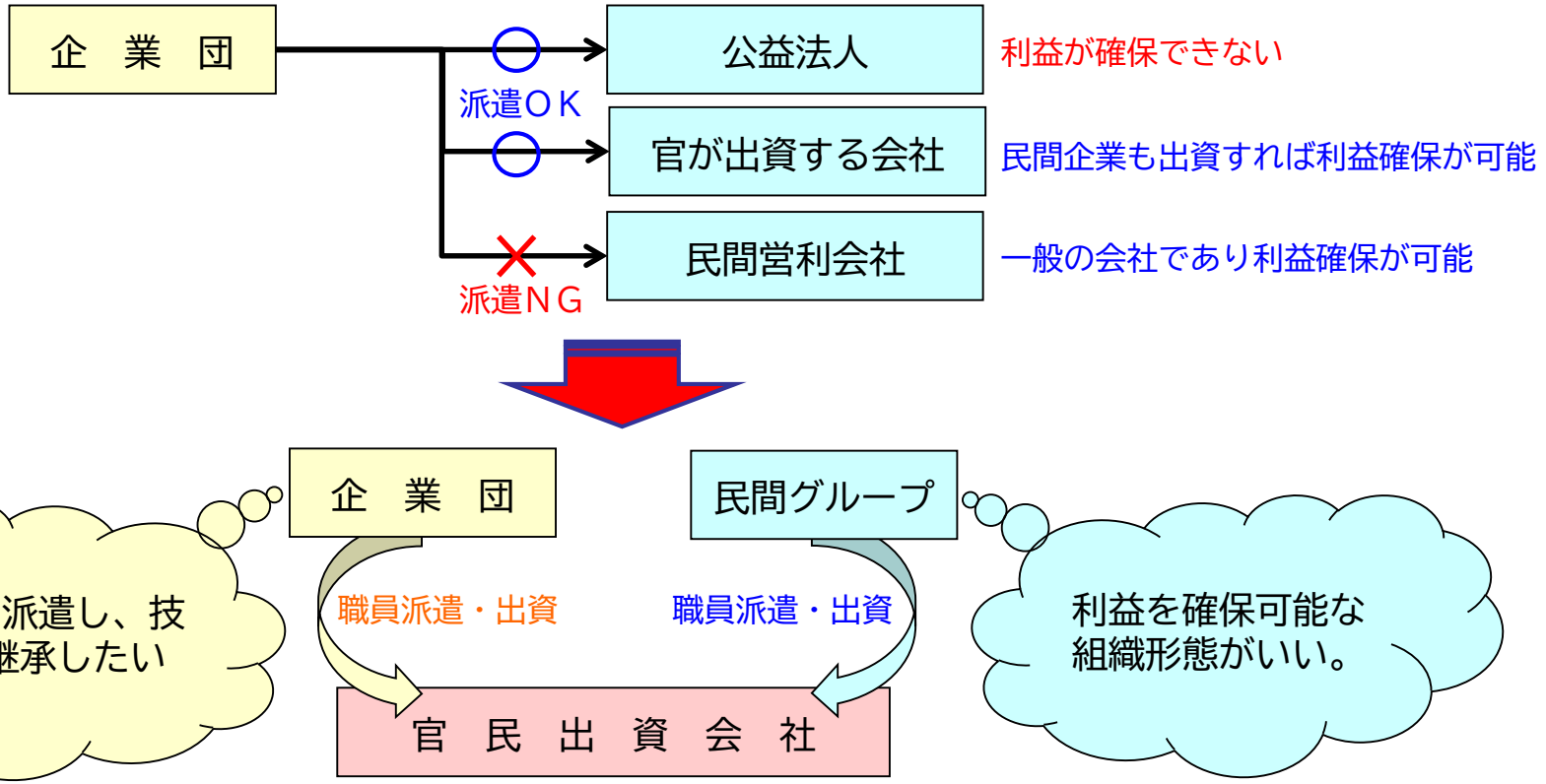

# 4　官民連携事業について

## （7）官民出資会社を設立した理由②

**課題：民間委託の場合、民間責任範囲の拡大による公益性の確保**

**対策：運営する会社に官が出資することによりガバナンスの強化**

| 連携形態 / 業務内容 | 完全公営 | 一般的な第三者委託 | 包括委託＋第三者委託 | ＤＢ | ＰＦＩ | 包括委託＋第三者委託＋ＤＢ | ｺﾝｾｯｼｮﾝ | 完全民営化 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 経営・計画 | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 | 官 | 官<br>民間 | 民間 |
| 資金調達 | 官 | 官 | 官 | 官 | 民間 | 官 | 民間 | 民間 |
| 設計・建設 | 官 | 官 | 官 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 |
| 営業 | 官 | 官 | 民間 | 官 | 官 | 民間 | 民間 | 民間 |
| 維持管理 | 官 | 民間 | 民間 | 官 | 民間 | 民間 | 民間 | 民間 |

平成２８年度　　平成２９年度～

# 4　官民連携事業について

## （8）官民出資会社のスキーム

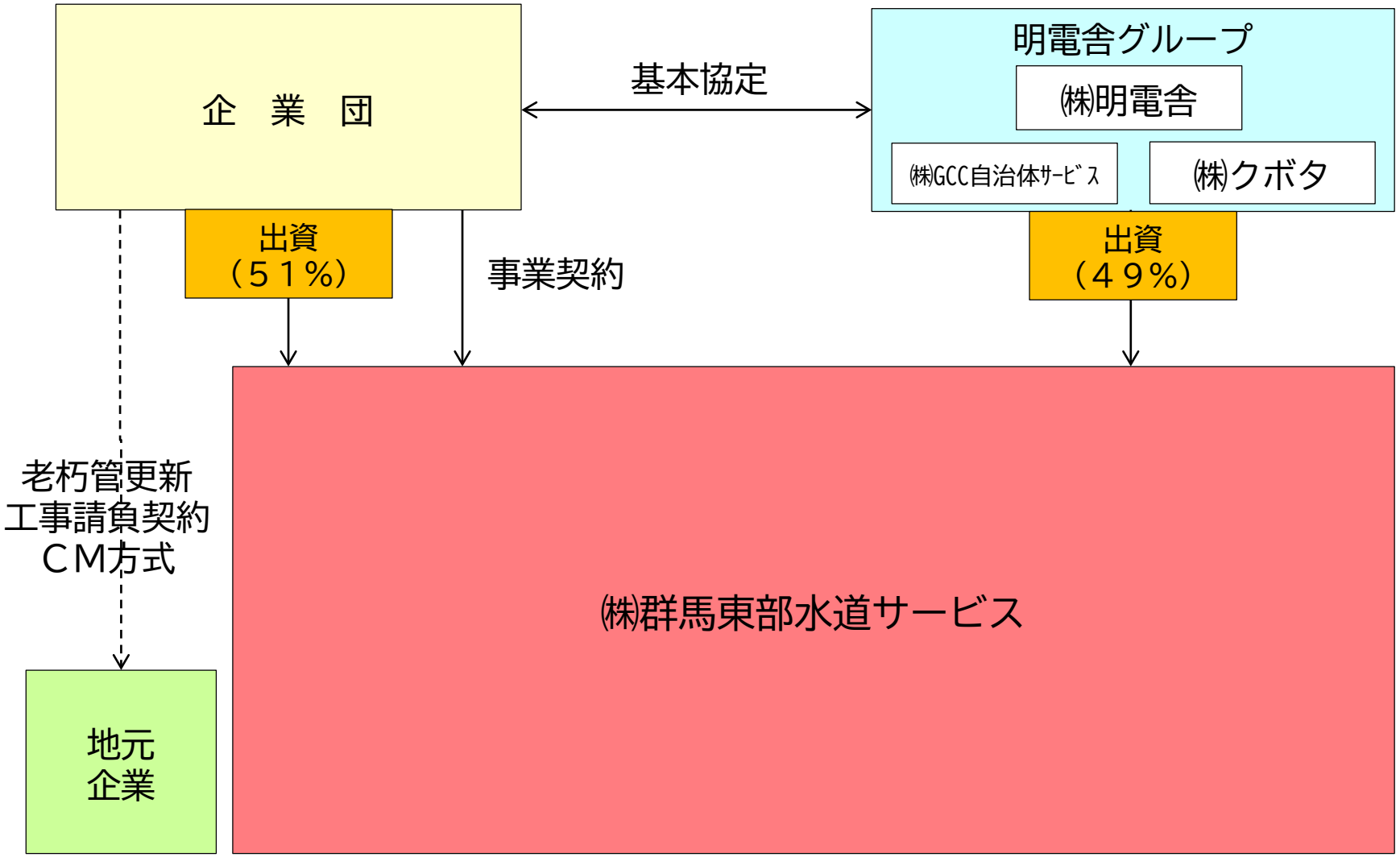

# 4　官民連携事業について

## （9）官民出資会社の事業方針と包括事業委託の概要

**官民出資会社の事業方針**

○　群馬東部水道企業団と連携し、群馬東部地域の水道事業の課題解決や地域経済の発展に貢献する。

○　公共の福祉を増進するための水道として公益性を確保した上で、民間の技術・ノウハウを生かして効率的な事業運営を行う。

○　行政区域にとらわれず周辺地域の業務受託等を通じて、管理の一元化による更なる広域事業形態への発展を模索し、スケールメリットの発揮を図る。

**包括事業委託の概要**

| | |
|---|---|
| 対象施設 | 企業団水道事業における施設全般 |
| 事業実施期間 | 平成２９年度～令和６年度 |
| 官民連携手法 | 官民出資会社による第三者委託＋包括業務委託＋ＤＢ方式 |
| 業務範囲 | （３条業務）水道施設の維持管理、給水装置・料金徴収・水道事務管理業務<br>（４条業務）広域化に伴う施設・管路の整備事業、老朽化施設の更新事業 |

# 4　官民連携事業について

## （１０）包括事業委託の業務範囲

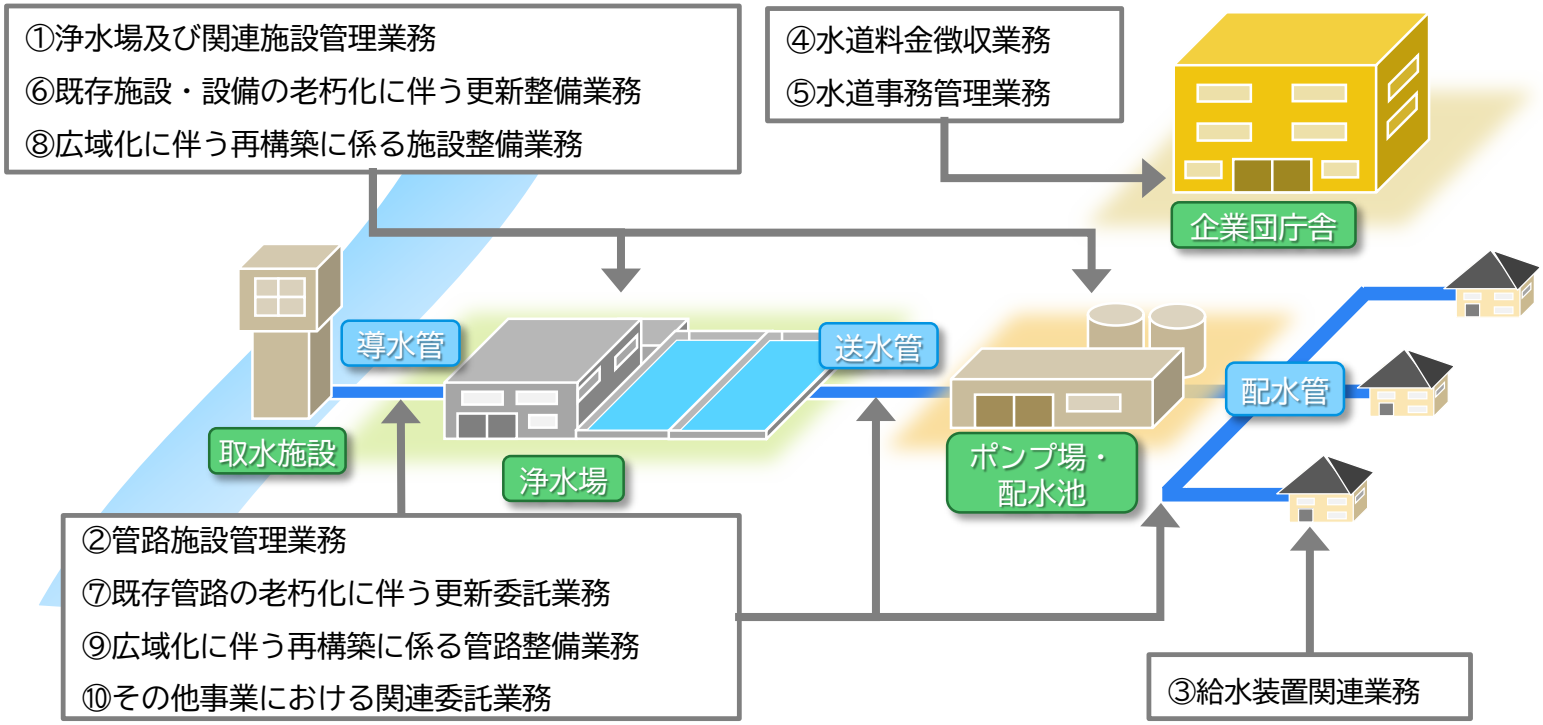


| 対象業務 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ３条業務 | ① 浄水場及び関連施設管理業務 | ４条業務 | ⑥ 既存施設・設備の老朽化に伴う更新整備業務(DB方式) |
| | | ② 管路施設管理業務 | | ⑦ 既存管路の老朽化に伴う更新委託業務 (CM方式) |
| | | ③ 給水装置関連業務 | | ⑧ 広域化に伴う再構築に係る施設整備業務 (DB方式) |
| | | ④ 水道料金徴収業務 | | ⑨ 広域化に伴う再構築に係る管路整備業務 (DB方式) |
| | | ⑤ 水道事務管理業務 | | ⑩ その他事業における関連委託業務 (CM方式) |

※ ①、②、③の業務は水道法第24条の3による第三者委託業務

# 5 包括事業委託中間評価について

## （１）包括事業委託中間評価の実施背景と目的

＜実施背景＞

○ 企業団が実施している包括事業委託の委託期間は８年間と長く、水道事業を最適に運営するためには、委託の実施状況について定期的にモニタリングを行い評価・改善を実施していく必要があること。

○ 令和２年度で事業実施期間の半分が経過したことや、令和２年度の群馬県企業局との垂直統合によって事業計画が大きく変わったことから評価を実施する必要があること。

＜目的＞

○ 包括事業委託を導入したことによる前期４年間の群馬東部地域の水道事業への効果を定量的・定性的に評価すると共に、課題や改善点の抽出を行い、後期事業につなげることで、より効果的に包括事業委託を活用することを目的としている。

# 5 包括事業委託中間評価について

## （2）包括事業委託中間評価の方法

○ 平成２８年に公表した包括事業委託の実施方針で、包括事業委託における官民出資会社の事業方針を「群馬東部水道企業団と連携し、群馬東部地域の水道事業の課題解決や地域経済の発展に貢献する」としていることから、包括事業委託の影響を評価する手法として、包括事業委託を導入したことによって実施された、群馬東部水道企業団の水道事業が抱える課題の解決へ向けた取組みとその効果を評価することとした。

○ 評価に当たっては、企業団外部の学識経験者への意見聴取を実施することで、第三者の客観的な視点を含めた総合的な評価となるよう配慮した。

# 5 包括事業委託中間評価について

## （3）包括事業委託中間評価の実施

○ 包括事業の前期４年間での導入効果を診断し、後期４年間での包括事業をより効果的に活用することを目的に実施した。

○ 中間評価は、前期４年間の事業状況の整理・評価を行う①「事業診断」後期４年間で改善すべき課題の抽出・目標設定を行う②「経営改善診断」の２部構成とした。

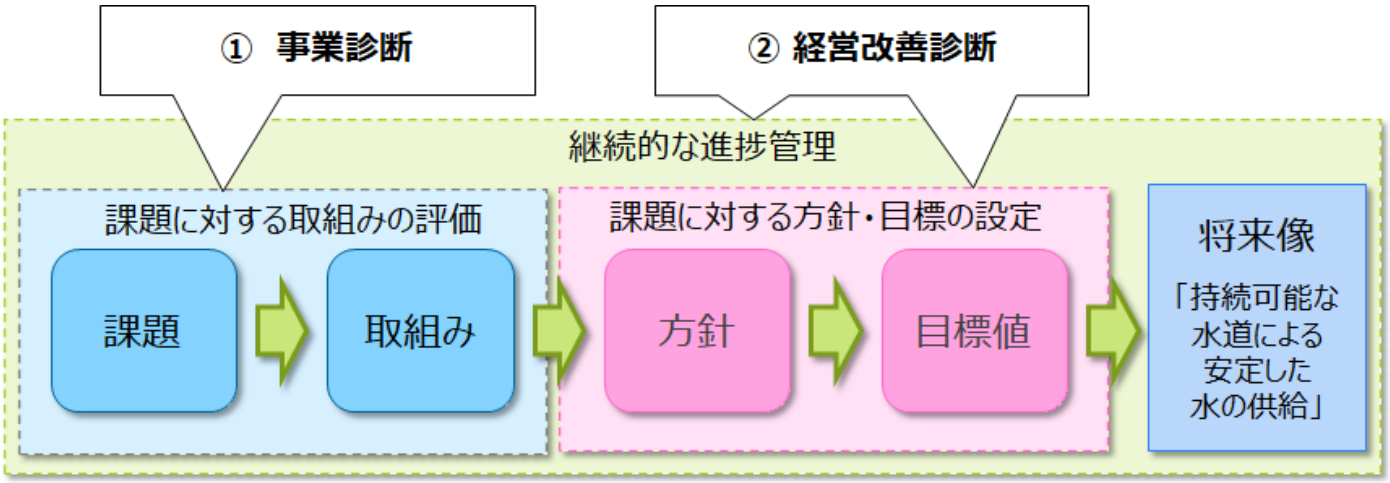


中間評価の流れ

# 5 包括事業委託中間評価について

## （４）事業診断と経営改善診断

＜①事業診断＞

- ○ 水需要の減少や更新需要の増大など、群馬東部地域の水道事業が抱える課題を整理
- ○ 各課題に対して包括事業委託で期待される取組みを整理
- ○ 取組みの効果を説明できる評価指標を個々に設定（水需要の減少の場合は、料金収納率や有収率を設定）
- ○ 課題に対する取組みの総合評価を実施

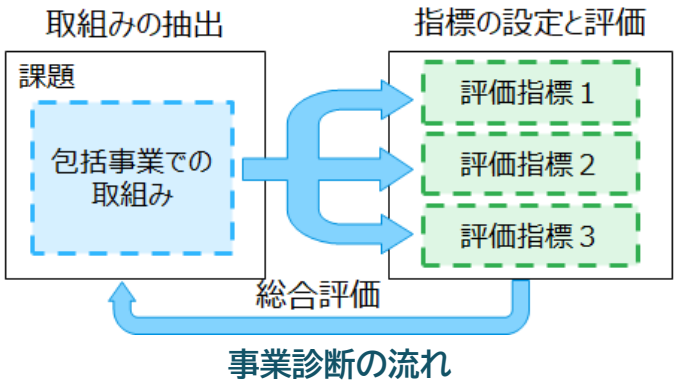

事業診断の流れ

＜②経営改善診断＞

- ○ 事業診断結果を踏まえて、群馬東部地域の水道事業の課題解決手法について検討
- ○ 課題解決に向けて、後期における令和６年度までの目標または方針について決定
- ○ 継続的な進捗管理が行えるよう、モニタリング体制について検討

# ５ 包括事業委託中間評価について

## （５）中間評価結果と後期における令和６年度までの目標・方針①

＜包括事業委託の前期４年間における主な成果＞

- ○ 広域化に伴う交付金を活用するため一時的に増加した事業量に対応することができたこと。
- ○ 令和２年度に実施した用水供給事業２浄水場との垂直統合において（株）群馬東部水道サービス（ＧＴＳＳ）が統合前から運転管理に携わることで円滑な業務引継ぎに貢献したこと。

＜包括事業委託の前期４年間において判明した課題＞

- ○ 類似団体よりも有収率が低い水準であること
- ○ 施設整備業務内の連絡不足により断水事故が発生したこと
- ○ 群馬東部水道企業団とＧＴＳＳの連携の要である退職派遣について十分な効果が得られていないこと

など改善が求められる項目も確認されました。

# 5　包括事業委託中間評価について

## （５）中間評価結果と後期における令和６年度までの目標・方針②

| 課題 | 総合評価 | 中間評価結果（①事業診断） | 後期における令和６年度までの目標・方針（②経営改善診断） |
|---|---|---|---|
| １.水需要の減少 | △ | 水需要減少下でも給水収益を確保するため、有収率改善に取組んでいるものの、現時点では効果が表れていない。 | 有収率８６．５％以上を目標とする。 |
| ２.施設能力の余剰増大 | ○ | 令和６年度の施設再構築完了に向けておおむね予定通りに進行している。 | 施設利用率７５％を目標とする。 |
| ３.水道施設の老朽化 | ○ | 効率的に管路の更新・新設が行われている。 | 有形固定資産減価償却率５１％以下、法定耐用年数超過管路率１２％以下を目標とする。 |
| ４.中長期的な更新需要の増大 | ○ | 短期的に集中した施設再構築事業に対応できている。 | 施設再構築事業実施率１００％を目標とする。 |
| ５.経営状況の悪化 | ○ | 包括事業委託の実施により垂直統合が達成できており、給水原価減少の要因として評価できる。 | 給水原価１４９円/㎥以下を目標とする。 |
| ６.不十分な危機管理体制 | ○ | マニュアル類を整備しており、被災時にも適切な対応をとることができた。 | 企業団・ＧＴＳＳの役割分担を明確にし、必要なマニュアルを整備する。 |
| ７.技術水準の確保 | △ | 委託先を含めた職員数や資格取得等の体制は問題ない。ただし、連携不備により施設運用に影響を発生させたことから、この評価結果としている。 | 目標は設定しない。（企業団とＧＴＳＳの連携強化に含める） |
| ８.サービス水準の格差 | ○ | 利用者目線でのサービス向上に努めている。 | 目標は設定しない。 |
| ９.更なる広域化の推進 | ○ | 他事業体からも受注している。垂直統合時の円滑な引継ぎに貢献した。 | 垂直統合を実施済みである。目標は設定しない。 |
| １０.企業団とGTSSの連携 | △ | 連携の要となる退職派遣について、一定の効果は得られているが、技術継承等については十分な効果を得られていない。 | 退職派遣を起点とした企業団・ＧＴＳＳの協力体制を強化する。 |

※　◎：委託前や類似団体と比較してとりわけ大きな効果が得られた項目、○：期待される取組みがなされた項目、△：改善が求められる項目

# ６　官民連携のポイント

官民連携を推進するためのポイント

１　「長期ビジョンを持つ」
２　「スピード感を持つ」
３　「既成概念にとらわれない」
４　「結果をイメージする」
５　「ｗｉｎ－ｗｉｎの関係を築く」
６　「実践重視」
７　「丸投げ禁止」
８　「情熱を持つ」

# 7 参考資料

## （１）公営企業の持続可能な経営の確保に向けた先進・優良事例集【総務省】

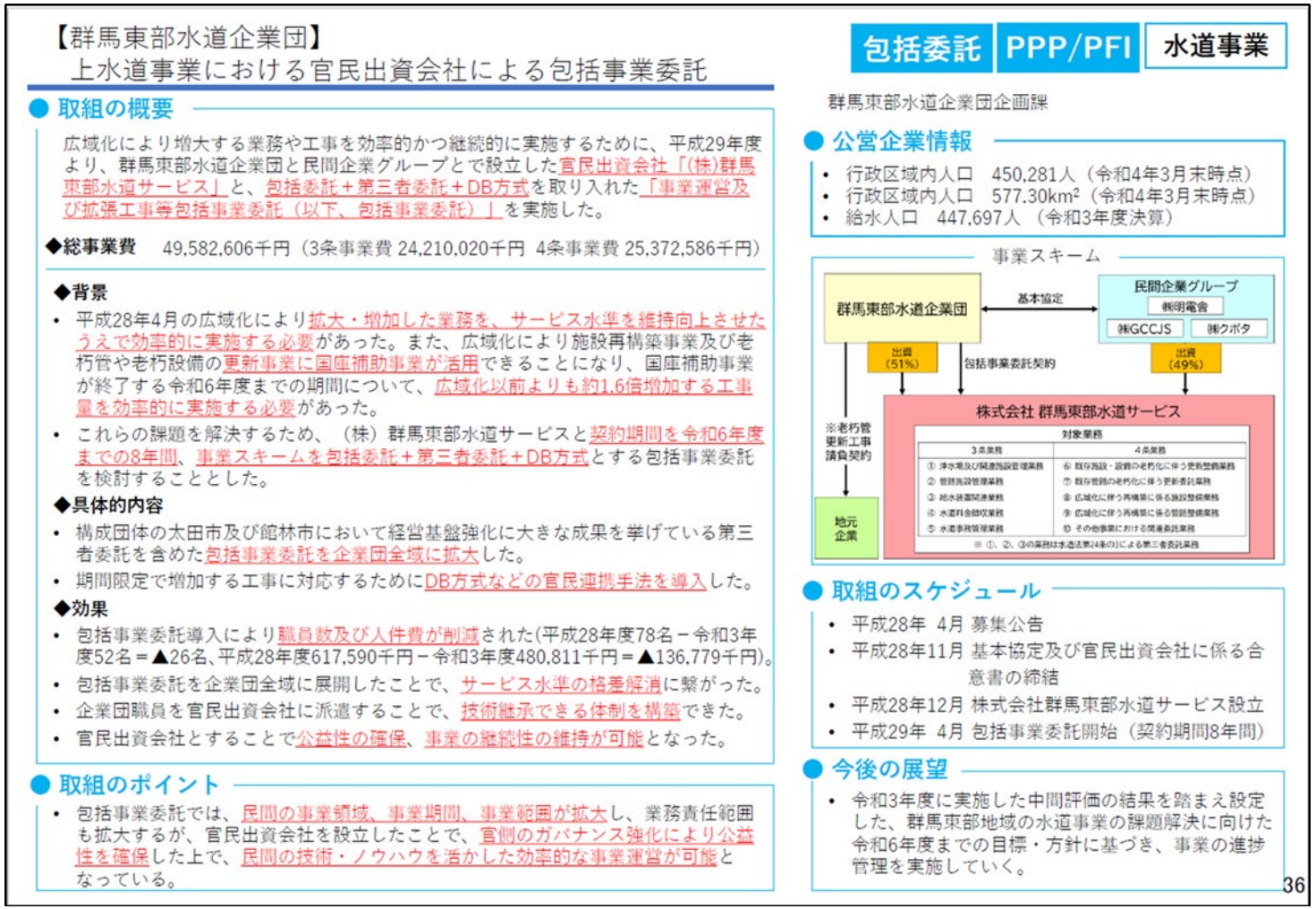

【群馬東部水道企業団】
上水道事業における官民出資会社による包括事業委託

包括委託 | PPP/PFI | 水道事業

群馬東部水道企業団企画課

### ● 取組の概要

広域化により増大する業務や工事を効率的かつ継続的に実施するために、平成29年度より、群馬東部水道企業団と民間企業グループとで設立した官民出資会社「(株)群馬東部水道サービス」と、包括委託＋第三者委託＋DB方式を取り入れた「事業運営及び拡張工事等包括事業委託（以下、包括事業委託）」を実施した。

◆総事業費　49,582,606千円（3条事業費 24,210,020千円 4条事業費 25,372,586千円）

◆背景
- 平成28年4月の広域化により拡大・増加した業務を、サービス水準を維持向上させたうえで効率的に実施する必要があった。また、広域化により施設再構築事業及び老朽管や老朽設備の更新事業に国庫補助事業が活用できることになり、国庫補助事業が終了する令和6年度までの期間について、広域化以前よりも約1.6倍増加する工事量を効率的に実施する必要があった。
- これらの課題を解決するため、（株）群馬東部水道サービスと契約期間を令和6年度までの8年間、事業スキームを包括委託＋第三者委託＋DB方式とする包括事業委託を検討することとした。

◆具体的内容
- 構成団体の太田市及び館林市において経営基盤強化に大きな成果を挙げている第三者委託を含めた包括事業委託を企業団全域に拡大した。
- 期間限定で増加する工事に対応するためにDB方式などの官民連携手法を導入した。

◆効果
- 包括事業委託導入により職員数及び人件費が削減された(平成28年度78名－令和3年度52名＝▲26名、平成28年度617,590千円－令和3年度480,811千円＝▲136,779千円)。
- 包括事業委託を企業団全域に展開したことで、サービス水準の格差解消に繋がった。
- 企業団職員を官民出資会社に派遣することで、技術継承できる体制を構築できた。
- 官民出資会社とすることで公益性の確保、事業の継続性の維持が可能となった。

### ● 取組のポイント
- 包括事業委託では、民間の事業領域、事業期間、事業範囲が拡大し、業務責任範囲も拡大するが、官民出資会社を設立したことで、官側のガバナンス強化により公益性を確保した上で、民間の技術・ノウハウを活かした効率的な事業運営が可能となっている。

### ● 公営企業情報
- 行政区域内人口　450,281人（令和4年3月末時点）
- 行政区域内人口　577.30km²（令和4年3月末時点）
- 給水人口　447,697人（令和3年度決算）

事業スキーム



### ● 取組のスケジュール
- 平成28年 4月 募集公告
- 平成28年11月 基本協定及び官民出資会社に係る合意書の締結
- 平成28年12月 株式会社群馬東部水道サービス設立
- 平成29年 4月 包括事業委託開始（契約期間8年間）

### ● 今後の展望
- 令和3年度に実施した中間評価の結果を踏まえ設定した、群馬東部地域の水道事業の課題解決に向けた令和6年度までの目標・方針に基づき、事業の進捗管理を実施していく。

36

（掲載 URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei/keiei-jirei.html）

# 7 参考資料

## （2）ウォーターＰＰＰの参考となる事例【内閣府】

上水道

### 群馬東部水道企業団

長期契約 | 性能発注 | 維持管理＆更新 | プロフィットシェア

○3市5町の水道事業広域化により企業団を設置し、公募を経て設立された官民出資会社に水道事業の運営及び更新工事を委託。

**【概　要】**

| | |
|---|---|
| 事業主体 | 群馬東部水道企業団（一部事務組合）<br>（太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町） |
| 事業者 | 株式会社 群馬東部水道サービス<br>（出資者：企業団、（株）明電舎、（株）ジーシーシー自治体サービス、（株）クボタ） |
| 給水人口 | 447,697人（2021年） |
| 契約金額 | 約299億円（税抜き） |
| 契約期間 | 平成29年（2017）4月1日～令和7年（2025）3月31日　（8年間） |
| 発注形態 | 性能発注 |
| 事業内容 | ・維持管理（取水・配水・給水・料金・各種事務等）<br>・更新（浄水場・管路等）<br>・料金徴収・財務業務・各種管理業務等の支援業務等 |
| プロフィットシェア | ・契約には含まれていない |

**【位　置　図】**

浄水場統廃合計画　広域前24か所 ▶ 令和6年度までに9か所に削減

群馬東部水道サービス資料より

**【事業スキーム】**

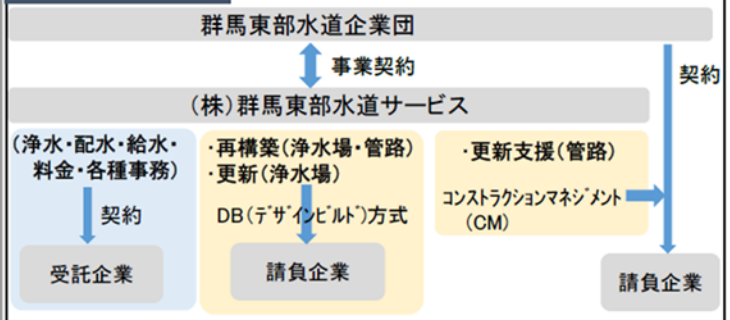


**【事業の効果】**

全国的に水道経営の厳しさが増す中、企業団の経営状況は改善傾向

企業団収益状況（料金回収率）

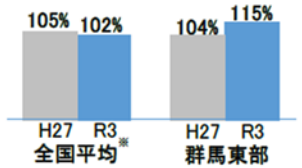


※総務省 平成27年度地方公営企業年鑑 P60第7表-1及び令和3年度地方公営企業年鑑 P59第7表-1より

◆広域化・垂直統合（県の2浄水場の譲受）の効果により給水に係る原価を抑制

◆広域化により増加した維持管理業務や施設統廃合等の更新工事に対し、官民連携スキームを導入

広域化・垂直統合・官民連携事業により、料金回収率が大幅に改善

（掲載URL https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/action_index_r5.html）

# 7 参考資料

## （3）水道事業における官民連携に関する手引き【国土交通省】

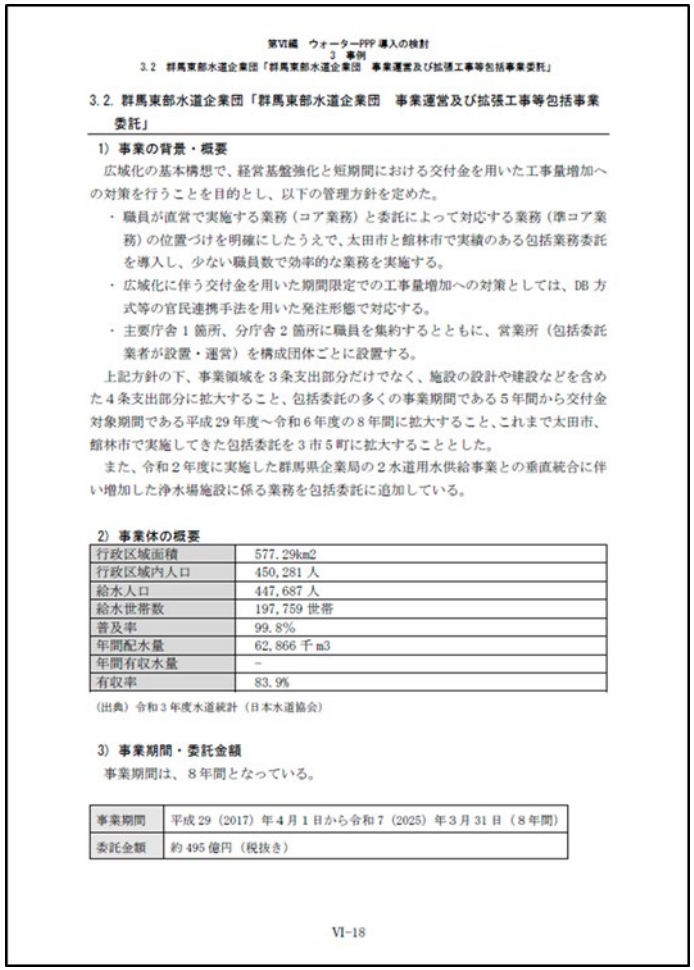

第Ⅵ編 ウォーターPPP 導入の検討
3 事例
3.2 群馬東部水道企業団「群馬東部水道企業団 事業運営及び拡張工事等包括事業委託」

### 3.2. 群馬東部水道企業団「群馬東部水道企業団 事業運営及び拡張工事等包括事業委託」

#### 1) 事業の背景・概要

広域化の基本構想で、経営基盤強化と短期間における交付金を用いた工事量増加への対策を行うことを目的とし、以下の管理方針を定めた。

- 職員が直営で実施する業務（コア業務）と委託によって対応する業務（準コア業務）の位置づけを明確にしたうえで、太田市と館林市で実績のある包括業務委託を導入し、少ない職員数で効率的な業務を実施する。
- 広域化に伴う交付金を用いた期間限定での工事量増加への対策としては、DB 方式等の官民連携手法を用いた発注形態で対応する。
- 主要庁舎 1 箇所、分庁舎 2 箇所に職員を集約するとともに、営業所（包括委託業者が設置・運営）を構成団体ごとに設置する。

上記方針の下、事業領域を 3 条支出部分だけでなく、施設の設計や建設などを含めた 4 条支出部分に拡大すること、包括委託の多くの事業期間である 5 年間から交付金対象期間である平成 29 年度～令和 6 年度の 8 年間に拡大すること、これまで太田市、館林市で実施してきた包括委託を 3 市 5 町に拡大することとした。

また、令和 2 年度に実施した群馬県企業局の 2 水道用水供給事業との垂直統合に伴い増加した浄水場施設に係る業務を包括委託に追加している。

#### 2) 事業体の概要

| | |
|---|---|
| 行政区域面積 | 577.29km2 |
| 行政区域内人口 | 450,281 人 |
| 給水人口 | 447,687 人 |
| 給水世帯数 | 197,759 世帯 |
| 普及率 | 99.8% |
| 年間配水量 | 62,866 千 m3 |
| 年間有収水量 | － |
| 有収率 | 83.9% |

（出典）令和 3 年度水道統計（日本水道協会）

#### 3) 事業期間・委託金額

事業期間は、8 年間となっている。

| | |
|---|---|
| 事業期間 | 平成 29（2017）年 4 月 1 日から令和 7（2025）年 3 月 31 日（8 年間） |
| 委託金額 | 約 495 億円（税抜き） |

VI-18

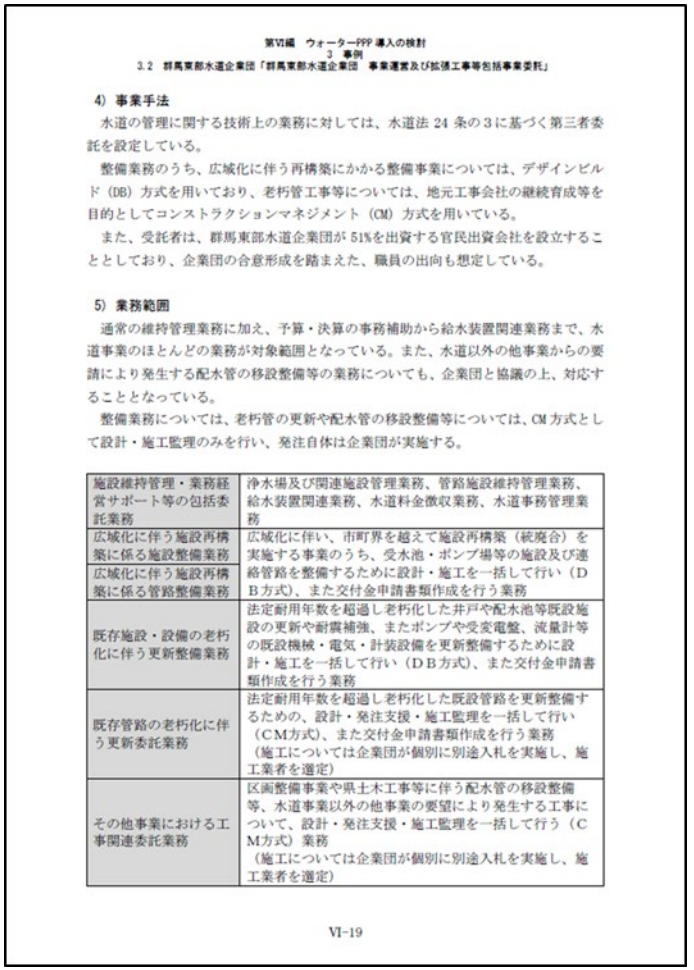

第Ⅵ編 ウォーターPPP 導入の検討
3 事例
3.2 群馬東部水道企業団「群馬東部水道企業団 事業運営及び拡張工事等包括事業委託」

#### 4) 事業手法

水道の管理に関する技術上の業務に対しては、水道法 24 条の 3 に基づく第三者委託を設定している。

整備業務のうち、広域化に伴う再構築にかかる整備事業については、デザインビルド（DB）方式を用いており、老朽管工事等については、地元工事会社の継続育成等を目的としてコンストラクションマネジメント（CM）方式を用いている。

また、受託者は、群馬東部水道企業団が 51%を出資する官民出資会社を設立することとしており、企業団の合意形成を踏まえた、職員の出向も想定している。

#### 5) 業務範囲

通常の維持管理業務に加え、予算・決算の事務補助から給水装置関連業務まで、水道事業のほとんどの業務が対象範囲となっている。また、水道以外の他事業からの要請により発生する配水管の移設整備等の業務についても、企業団と協議の上、対応することとなっている。

整備業務については、老朽管の更新や配水管の移設整備等については、CM 方式として設計・施工監理のみを行い、発注自体は企業団が実施する。

| | |
|---|---|
| 施設維持管理・業務経営サポート等の包括委託業務 | 浄水場及び関連施設管理業務、管路施設維持管理業務、給水装置関連業務、水道料金徴収業務、水道事務管理業務 |
| 広域化に伴う施設再構築に係る施設整備業務<br>広域化に伴う施設再構築に係る管路整備業務 | 広域化に伴い、市町界を越えて施設再構築（統廃合）を実施する事業のうち、受水池・ポンプ場等の施設及び連絡管路を整備するために設計・施工を一括して行い（DB方式）、また交付金申請書類作成を行う業務 |
| 既存施設・設備の老朽化に伴う更新整備業務 | 法定耐用年数を超過し老朽化した井戸や配水池等既設施設の更新や耐震補強、またポンプや受変電盤、流量計等の既設機械・電気・計装設備を更新整備するために設計・施工を一括して行い（DB方式）、また交付金申請書類作成を行う業務 |
| 既存管路の老朽化に伴う更新委託業務 | 法定耐用年数を超過し老朽化した既設管路を更新整備するための、設計・発注支援・施工監理を一括して行い（CM方式）、また交付金申請書類作成を行う業務<br>（施工については企業団が個別に別途入札を実施し、施工業者を選定） |
| その他事業における工事関連委託業務 | 区画整備事業や県土木工事等に伴う配水管の移設整備等、水道事業以外の他事業の要望により発生する工事について、設計・発注支援・施工監理を一括して行う（CM方式）業務<br>（施工については企業団が個別に別途入札を実施し、施工業者を選定） |

VI-19

（掲載URL https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_0000087512_00004.html）

# 7 参考資料

## （4）広域化後の課題「料金統一」の目的と実施まで

**目的**

平等なサービスの提供
（例：同じ口径・水質・水量）

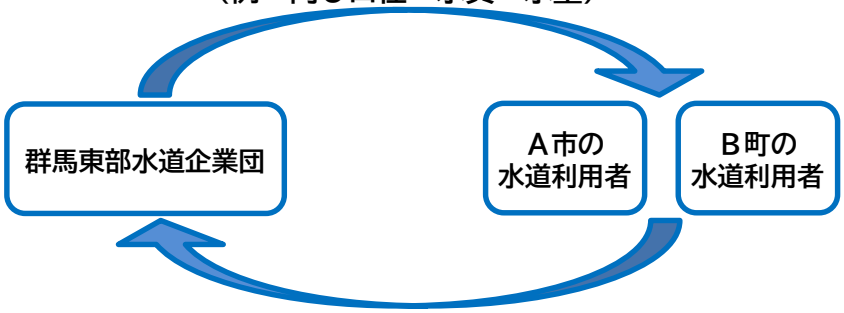


不平等な料金負担
（例：A市1,000円、B町2,000円）

**構成市町における水道料金負担の不平等を解消**

将来的にますます
負担は大きくなる

- 激甚化する自然災害への対策の実施
- 水道施設の老朽化に伴う更新需要の増加
- 水需要減少に伴う給水収益の減少

効率化・費用削減には
限界が生じつつある

- 広域化による人件費削減
- 官民連携による業務効率化
- 垂直統合による経費削減
- 施設統廃合による更新費縮減
- 広域化に伴う補助金の活用

**健全な事業運営のための財源確保**

| | | |
|---|---|---|
| 令和２年　８月 | 水道料金統一に向け、水道料金審議会を設置（計７回の審議会を開催） | |
| 令和３年　６月 | 水道料金審議会会長から企業長へ答申書を提出 | |
| 令和４年　２月 | 水道料金統一のための給水条例の一部改正について議会で議決される | |
| 令和５年　４月 | 水道料金を統一、平均で15%の料金改定を実施 | ● 水道利用者の負担を低減するため、口座振替割引を適用<br>● 短期間で急激な負担増にならないように激変緩和措置を適用 |

# 7 参考資料

## （5）水道ビジョンの策定

広域化後の課題であった群馬県企業局との垂直統合と料金統一が解決されたことや、近年、頻発化・激甚化する自然災害への対策が必要になる等、企業団を取り巻く環境の変化に対応していくため、新たに水道ビジョンを策定し、令和４年度から実現方策の進捗管理を実施しています。

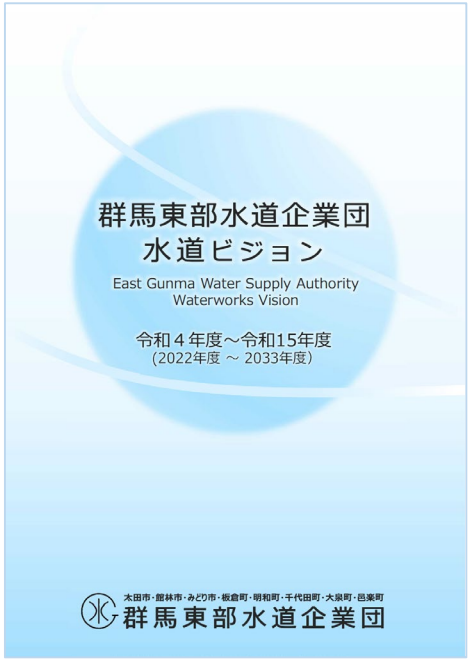


【基本理念】

**信頼を未来につないでいこう**
**群馬東部の水道**

【理想像】

「安全できれいな水道」
水源水質の悪や水運用の変化等の課題に対して良質でいつでも安心して飲める水道を目指します。

「強靭で安定した水道」
施設の老朽化や災害の頻発・激甚化に対して災害に強く非常時にも水を届けられる水道を目指します。

「健全経営を持続する水道」
技術喪失や財政圧迫、利用者ニーズの多様化や社会環境の変化に対して、組織力と財政基盤を強化し事業を経営するとともに、高いサービス水準と社会環境に対応できる水道を目指します。

―理想像実現に向けた方策体系―

| 理想像 | 実現方策 | | |
|---|---|---|---|
| | 基本方策 | 個別方策 | 具体的な取組み |
| 【安全】安全できれいな水道 | 安全１．良質な水道水を目指す | (1)水質管理体制の充実 | ①水安全計画の実施・評価・改善<br>②水質検査計画の実施・評価・改善 |
| | | (2)水道水の水質向上 | ③水源の保全活動<br>④貯水槽水道への指導・助言強化と直結給水方式の推進<br>⑤水源水質の変化を想定した浄水処理の適正化 |
| | 安全２．いつでも安心な水道を目指す | (3)施設・管路の健全化 | ⑥管路・設備台帳の精度向上<br>⑦漏水防止対策の強化<br>⑧計画的な水道施設の保守管理 |
| | | (4)水道水の安定供給 | ⑨水運用計画の実施・評価・改善<br>⑩計画的な洗管作業<br>⑪管網解析システムの活用 |
| 【強靭】強靭で安定した水道 | 強靭１．災害に強い施設にする | (1)水道システムの再構築 | ①施設再構築の推進と見直し<br>②施設廃止計画の策定 |
| | | (2)水道システムの強靭化 | ③水道施設強靭化計画の策定<br>④太田本所庁舎の機能強化 |
| | 強靭２．非常時にも水を届ける | (3)危機管理体制の充実 | ⑤危機管理マニュアル・事業継続計画の策定<br>⑥応急給水資機材等の確保 |
| | | (4)関係機関との連携体制の強化 | ⑦関係機関との災害時応援協定 |
| 【持続】健全経営を持続する水道 | 持続１．組織力を高める | (1)技術水準の確保 | ①人材育成基本方針の活用<br>②業務マニュアルの整備 |
| | | (2)組織体制の最適化 | ③包括事業委託の活用<br>④業務分担の適正化 |
| | 持続２．財政基盤を強化する | (3)投資の合理化 | ⑤アセットマネジメントの精度向上<br>⑥長寿命化計画の策定<br>⑦ダウンサイジングの検討 |
| | | (4)財源の確保 | ⑧補助金の活用<br>⑨収入の多様化の検討<br>⑩水道料金の適正化 |
| | 持続３．お客様サービスの向上 | (5)水道サービスの充実 | ⑪検針・請求書等の電子化<br>⑫窓口手続きのオンライン化とコールセンターの開設 |
| | | (6)広報・情報公開の充実 | ⑬広報誌・ホームページの内容充実<br>⑭SNSを有効活用した情報発信<br>⑮国際化への対応 |
| | 持続４．変化する社会環境に適応する | (7)デジタル化の推進 | ⑯AI・IoT等を活用した業務の効率化 |
| | | (8)環境に配慮した事業運営 | ⑰省エネルギー型の事業運営<br>⑱資源循環型の事業運営 |